

令04原機(大安)079
令和4年10月3日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口正範(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)
核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請します。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）
核燃料物質使用施設等保安規定の変更

この保安規定に係る主な変更の内容及び変更の理由は、次のとおりである。
なお、変更の内容等の詳細は、別添に示す。

1. 変更の内容

- (1) H T T Rの核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十一条非該当（以下「施行令第四十一条非該当」という。）に伴う記載の削除
- ① 第1編第5条の2「職務」の第1項について、第11号の高温ガス炉研究開発センター長の職務、第32号の高温工学試験研究炉部長の職務、第33号のH T T R計画課長の職務、第34号のH T T R技術課長の職務及び第35号のH T T R運転管理課長の職務を削除する。また、第13号において、保安管理部長が品質マネジメント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行う対象者から高温工学試験研究炉部長を削除する。あわせて号番号を変更する。
 - ② 第1編別表第1について、対象使用施設等からH T T Rに関する記載を削除する。あわせて注釈にあるH T T Rの廃液運搬に関する記載を削除する。
 - ③ 第1編別表第2について、施設管理者一覧からH T T Rに関する記載を削除する。
 - ④ 第1編別表第3について、管理区域管理者一覧からH T T Rに関する記載を削除する。
 - ⑤ 第1編別表第5について、品質マネジメントシステム文書体系から高温工学試験研究炉部に関する記載を削除する。
 - ⑥ 第1編別表第11（1）について、核燃料物質の使用等に関する記録から第8編H T T Rに関する記載を削除する。
 - ⑦ 第1編別図第1について、使用施設等の管理組織から高温ガス炉研究開発センター長、高温工学試験研究炉部長、H T T R計画課長、H T T R技術課長及びH T T R運転管理課長を削除する。
 - ⑧ 第1編別図第2について、品質マネジメントシステム体系図の関係部長等から高温ガス炉研究開発センター長及び高温工学試験研究炉部長を削除する。
 - ⑨ 第2編第2条について、「第8編」を「第7編」に変更する。
 - ⑩ 第2編第32条について「第8編第24条」を削除する。
 - ⑪ 第2編別図第1（その3）H T T Rに係る管理区域を削除する。
 - ⑫ 第3編第14条について、「第8編」を削除する。
 - ⑬ 第3編第15条の第3項について、H T T R運転管理課長に関する記載を削除する。
 - ⑭ 第3編別表第4について、気体廃棄物の管理者からH T T Rに関する記載を削除する。
 - ⑮ 第8編 H T T Rの管理を削除する。
- (2) 液体状放射性廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）の一般排水溝への環境放出に関する記載の削除
- ① 第1編別表第11（1）について、核燃料物質の使用等に関する記録から液体廃棄

物の一般排水溝への環境放出に関する記載を削除する。

- ② 第3編第3条の第2項について、施設から一般排水溝により環境へ放出する液体廃棄物の廃棄及び管理の記載を削除する。
- ③ 第3編第4条を削除する。
- ④ 第3編第5条を削除する。
- ⑤ 第3編第6条を削除する。
- ⑥ 第3編第9条を削除する。
- ⑦ 第3編第4条から第6条及び第9条を削除したため、第7条から第8条を第4条から第5条に繰り上げ、第10条から第15条を第6条から第13条に繰り上げる。
- ⑧ 第3編別表第5（液体廃棄物の管理者）を削除する。
- ⑨ 第3編別表第6（液体廃棄物の放出管理基準値）を削除する。
- ⑩ 第3編別表第7について、表番号を別表第7から別表第5に繰り上げるとともに、表題を「気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定」から「気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定」に変更する。また、液体廃棄物中の放射性物質の濃度に関する記載を削除する。
- ⑪ 第3編別表第5から別表第6を削除したため、別表第8から別表第10を別表第6から別表第8に繰り上げる。
- ⑫ 第1編、第3編及び第4編について、条項及び別表を削除したことによりずれが生じた条番号及び別表番号を整合させる。

(3) JMTR及びホットラボに係る放射性廃棄物でない廃棄物の管理の追加

- ① 第5編第3条及び第6編第25条として「放射性廃棄物でない廃棄物の管理」を追加する。

2. 変更の理由

(1) H T T Rの施行令第四十一条非該当に伴う記載の削除

H T T Rにおける核燃料物質の使用を、ウラン 235 の濃縮度 5%以上の核燃料物質のみとし、年間予定使用量を 700g 未満とする変更が令和 4 年 6 月 3 日付けで許可されたことにより、施行令第四十一条非該当施設となったため。

(2) 液体廃棄物の一般排水溝への環境放出に関する記載の削除

H T T Rにおける核燃料物質の使用を密封のみとし、液体廃棄物の発生をなくす変更が令和 4 年 6 月 3 日付けで許可されたため、液体廃棄物の一般排水溝への環境放出に関する H T T R の記載を削除する。このことにより、大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設において液体廃棄物を一般排水溝へ環境放出する施設がなくなり、液体廃棄物の一般排水溝への環境へ放出する際の管理が必要なくなったため。

(3) JMTR及びホットラボに係る放射性廃棄物でない廃棄物の管理の追加

JMTR及びホットラボの廃止に向け、放射性廃棄物でない廃棄物の管理を明確化するため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（北地区）
核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

令和4年10月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前	変更後	備考
<p>目次</p> <p>第1編～第2編 （省略）</p> <p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理</p> <p>第1章 核燃料物質等の運搬（第1条・第2条）</p> <p>第2章 放射性廃棄物の管理（第3条～第10条）</p> <p>第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理（第11条～第15条） （別表）</p> <p>第4編 （省略）</p> <p>第5編 JMTRの管理</p> <p>第1章 通則（第1条～第6条）</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の条件（第7条～第9条）</p> <p>第2節 作業上の確認（第10条・第11条）</p> <p>第3章 保守管理（第12条～第21条）</p> <p>第4章 核燃料物質の管理（第22条～第25条）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報が作動した場合の措置（第26条・第27条）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第28条）</p> <p>第3節 地震又は火災時の措置（第29条）</p> <p>第6章 放射線管理（第30条～第32条）</p> <p>（別表） （別図）</p> <p>第6編 ホットラボの管理</p> <p>第1章 通則（第1条～第5条）</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限（第6条）</p> <p>第2節 使用上の条件（第7条・第8条）</p> <p>第3節 作業上の確認（第9条～第11条）</p> <p>第3章 保守管理（第12条～第16条の2）</p> <p>第4章 核燃料物質の管理（第17条～第19条）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置（第20条）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第21条）</p> <p>第3節 地震又は火災時の措置</p> <p>第6章 放射線管理（第22条～第24条）</p> <p>（別表） （別図）</p> <p>第7編 燃料研究棟の管理</p> <p>第1章 通則（第1条～第5条）</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限（第6条～第6条の3）</p> <p>第2節 使用上の条件（第7条・第8条）</p>	<p>目次</p> <p>第1編～第2編 （変更なし）</p> <p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理</p> <p>第1章 核燃料物質等の運搬（第1条・第2条）</p> <p>第2章 放射性廃棄物の管理（第3条～第6条）</p> <p>第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理（第7条～第13条） （別表）</p> <p>第4編 （変更なし）</p> <p>第5編 JMTRの管理</p> <p>第1章 通則（第1条～第6条）</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の条件（第7条～第9条）</p> <p>第2節 作業上の確認（第10条・第11条）</p> <p>第3章 保守管理（第12条～第21条）</p> <p>第4章 核燃料物質の管理（第22条～第25条）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報が作動した場合の措置（第26条・第27条）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第28条）</p> <p>第3節 地震又は火災時の措置（第29条）</p> <p>第6章 放射線管理（第30条～第32条）</p> <p><u>第7章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理（第33条）</u></p> <p>（別表） （別図）</p> <p>第6編 ホットラボの管理</p> <p>第1章 通則（第1条～第5条）</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限（第6条）</p> <p>第2節 使用上の条件（第7条・第8条）</p> <p>第3節 作業上の確認（第9条～第11条）</p> <p>第3章 保守管理（第12条～第16条の2）</p> <p>第4章 核燃料物質の管理（第17条～第19条）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置（第20条）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第21条）</p> <p>第3節 地震又は火災時の措置 <u>（第21条の2）</u></p> <p>第6章 放射線管理（第22条～第24条）</p> <p><u>第7章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理（第25条）</u></p> <p>（別表） （別図）</p> <p>第7編 燃料研究棟の管理</p> <p>第1章 通則（第1条～第5条）</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第1節 使用上の制限（第6条～第6条の3）</p> <p>第2節 使用上の条件（第7条・第8条）</p>	<p>液体廃棄物の一般排水溝への環境放出に関する記載の削除のため、条番号を繰上げ</p> <p>JMTRの廃止に向け、放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る条文を追加</p> <p>記載の適正化</p> <p>ホットラボの廃止に向け、放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る条文を追加</p>

変更前	変更後	備考
<p>第3節 作業上の確認（第9条－第12条） 第3章 保守管理（第13条－第17条） 第4章 核燃料物質の管理（第18条－第20条） 第5章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置（第21条） 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第22条） 第3節 地震又は火災時の措置 第6章 放射線管理（第23条－第25条） 第7章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理（第26条） （別表） （別図）</p> <p><u>第8編 HTTRの管理</u> <u>第1章 通則（第1条－第6条）</u> <u>第2章 使用の管理</u> <u>第1節 使用上の制限（第7条・第8条）</u> <u>第2節 作業上の確認（第9条－第12条）</u> <u>第3章 保守管理（第13条－第16条の3）</u> <u>第4章 核燃料物質の管理（第17条－第19条）</u> <u>第5章 異常時の措置</u> <u>第1節 警報装置が作動した場合の措置（第20条・第21条）</u> <u>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第22条）</u> <u>第3節 地震又は火災時の措置</u> <u>第6章 放射線管理（第23条－第25条）</u> （別表） （別図）</p> <p>附則</p>	<p>第3節 作業上の確認（第9条－第12条） 第3章 保守管理（第13条－第17条） 第4章 核燃料物質の管理（第18条－第20条） 第5章 異常時の措置 第1節 警報装置が作動した場合の措置（第21条） 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第22条） 第3節 地震又は火災時の措置（<u>第22条の2</u>） 第6章 放射線管理（第23条－第25条） 第7章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理（第26条） （別表） （別図）</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>附則</p>	<p>記載の適正化</p> <p>HTTRの政令第41条非該当施設への変更に伴い、HTTRに関する記載を保安規定から削除</p>
<p>第1編 総則 第1章 通則 第1条～第4条の2 （省略）</p> <p>第2章 管理体制 第1節 組織及び職務 （組織） 第5条 （省略）</p> <p>（職務） 第5条の2 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1) 理事長は、使用施設等に関する保安活動を総理する。 (2) 統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。 (3) 管理責任者は、第13条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。 (4) 安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</p>	<p>第1編 総則 第1章 通則 第1条～第4条の2 （変更なし）</p> <p>第2章 管理体制 第1節 組織及び職務 （組織） 第5条 （変更なし）</p> <p>（職務） 第5条の2 使用施設等の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 (1) 理事長は、使用施設等に関する保安活動を総理する。 (2) 統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。 (3) 管理責任者は、第13条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。 (4) 安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</p>	

変更前	変更後	備考
<p>(5) 安全管理部長は、大洗研究所の使用施設等における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(6) 契約部長は、本部における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(7) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、大洗研究所における使用施設等に関する保安活動を統理する。</p> <p>(8) 大洗研究所長（以下「所長」という。）は、大洗研究所における使用施設等に関する保安活動を統括する。</p> <p>(9) 原子力施設検査室長は、第12条の2に定める独立検査組織の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(10) 高速炉サイクル研究開発センター長（以下「高速炉センター長」という。）は、所長が行う高速炉サイクル研究開発センターにおける使用施設等に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、高速炉サイクル研究開発センターにおける使用施設等の年間使用計画に係る業務を統括する。</p> <p><u>(11) 高温ガス炉研究開発センター長（以下「高温ガス炉センター長」という。）は、所長が行う高温ガス炉研究開発センターにおける使用施設等に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、高温ガス炉研究開発センターにおける使用施設等の年間使用計画に係る業務を統括する。</u></p> <p>(12) 環境技術開発センター長（以下「環境センター長」という。）は、所長が行う環境技術開発センターにおける使用施設等に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、環境技術開発センターにおける使用施設等の年間使用計画に係る業務を統括する。</p> <p>(13) 保安管理部長は、次号から第17号までに掲げる保安活動を統括するとともに、第32条第3項に規定する業務を行う。また、センター長、放射線管理部長、燃料材料開発部長、材料試験炉部長、<u>高温工学試験研究炉部長</u>及び環境保全部長に対し、品質マネジメント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行うことができる。</p> <p>(14) 安全対策課長は、大洗研究所における安全文化の育成・維持活動及び関係法令等の遵守活動並びに保安教育の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(15) 施設安全課長は、大洗研究所における品質マネジメント活動の庶務に関する業務及び使用施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(16) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき処置に関する整備及び支援に関する業務、並びに総合的な訓練に関する業務を行う。</p> <p>(17) 核物質管理課長は、使用施設等に係る周辺監視区域の維持管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 放射線管理部長は、次号及び第20号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(19) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、環境放射能の測定業務、放射線業務従事者の線量の評価に関する業務並びに施設管理者として別表第1第5欄に掲げる機器の管理を行う。また、放射線管理第2課長の依頼に基づき、施設の放射線測定機器の保守及び校正を行うことができる。</p> <p>(20) 放射線管理第2課長は、使用施設等の放射線管理に関する業務及び施設管理者として別表第1第4欄に掲げる機器の管理を行う。</p> <p>(21) 管理部長は、調達課長が行う業務を統括する。</p> <p>(22) 調達課長は、大洗研究所における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(23) 燃料材料開発部長は、施設管理統括者として次号及び第25号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(24) 燃料技術開発課長は、燃料材料開発部長が行う統括に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(25) 燃料研究施設保全課長は、施設管理者として燃料研究棟本体施設の使用並びに保守及び特定施設の運転並びに保守、核燃料管理者として核燃料物質の管理に関する業務を行う。</p>	<p>(5) 安全管理部長は、大洗研究所の使用施設等における品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(6) 契約部長は、本部における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(7) 大洗研究所担当理事は、理事長を補佐し、大洗研究所における使用施設等に関する保安活動を統理する。</p> <p>(8) 大洗研究所長（以下「所長」という。）は、大洗研究所における使用施設等に関する保安活動を統括する。</p> <p>(9) 原子力施設検査室長は、第12条の2に定める独立検査組織の検査責任者として、事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(10) 高速炉サイクル研究開発センター長（以下「高速炉センター長」という。）は、所長が行う高速炉サイクル研究開発センターにおける使用施設等に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、高速炉サイクル研究開発センターにおける使用施設等の年間使用計画に係る業務を統括する。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(11) 環境技術開発センター長（以下「環境センター長」という。）は、所長が行う環境技術開発センターにおける使用施設等に関する保安活動の統括に係る業務を補佐するとともに、環境技術開発センターにおける使用施設等の年間使用計画に係る業務を統括する。</p> <p>(12) 保安管理部長は、次号から第16号までに掲げる保安活動を統括するとともに、第32条第3項に規定する業務を行う。また、センター長、放射線管理部長、燃料材料開発部長、材料試験炉部長及び環境保全部長に対し、品質マネジメント活動及び保安活動に関する指示又は助言を行うことができる。</p> <p>(13) 安全対策課長は、大洗研究所における安全文化の育成・維持活動及び関係法令等の遵守活動並びに保安教育の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(14) 施設安全課長は、大洗研究所における品質マネジメント活動の庶務に関する業務及び使用施設等安全審査委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(15) 危機管理課長は、非常の場合に講ずべき処置に関する整備及び支援に関する業務、並びに総合的な訓練に関する業務を行う。</p> <p>(16) 核物質管理課長は、使用施設等に係る周辺監視区域の維持管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 放射線管理部長は、次号及び第19号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(18) 環境監視線量計測課長は、周辺監視区域及びその周辺区域の放射線の監視に関する業務、環境放射能の測定業務、放射線業務従事者の線量の評価に関する業務並びに施設管理者として別表第1第5欄に掲げる機器の管理を行う。また、放射線管理第2課長の依頼に基づき、施設の放射線測定機器の保守及び校正を行うことができる。</p> <p>(19) 放射線管理第2課長は、使用施設等の放射線管理に関する業務及び施設管理者として別表第1第4欄に掲げる機器の管理を行う。</p> <p>(20) 管理部長は、調達課長が行う業務を統括する。</p> <p>(21) 調達課長は、大洗研究所における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(22) 燃料材料開発部長は、施設管理統括者として次号及び第24号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(23) 燃料技術開発課長は、燃料材料開発部長が行う統括に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(24) 燃料研究施設保全課長は、施設管理者として燃料研究棟本体施設の使用並びに保守及び特定施設の運転並びに保守、核燃料管理者として核燃料物質の管理に関する業務を行う。</p>	<p>HTTRの政令第41条非該当施設への変更に伴い、HTTRに関する記載を保安規定から削除 号番号の繰上げ (以下同じ)</p> <p>HTTRの政令第41条非該当施設への変更に伴い、HTTRに関する記載を保安規定から削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>(26) 材料試験炉部長は、施設管理統括者として次号から第<u>31</u>号までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(27) 計画管理課長は、材料試験炉部長が行う統括に関する業務の補佐に関する業務を行う。</p> <p>(28) 廃止措置推進課長は、JMTR及びホットラボの廃止の計画に係る業務を行う。</p> <p>(29) 技術課長は、JMTRに係る核燃料物質の所在管理に関する業務、核燃料管理者として照射していない核燃料物質（JMTRの中性子束測定用の核分裂計数管を除く。）及び照射していない核燃料物質として取り扱っても被ばく管理上問題のない照射した核燃料物質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 原子炉課長は、施設管理者としてJMTR本体施設の使用及び保守に関する業務並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、核燃料管理者として照射した核燃料物質及び照射していない核燃料物質のうちJMTRの中性子束測定用の核分裂計数管の管理に関する業務を行う。</p> <p>(31) ホットラボ課長は、施設管理者としてホットラボ本体施設の使用及び保守並びに特定施設の運転及び保守に関する業務、核燃料管理者としてホットラボに係る核燃料物質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(32) 高温工学試験研究炉部長は、施設管理統括者として次号から第<u>35</u>号までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(33) HTTR計画課長は、高温工学試験研究炉部長が行う統括に関する業務の補佐、HTTRの運転、利用及び技術開発計画の作成並びにこれらに係る調整に関する業務を行う。</p> <p>(34) HTTR技術課長は、施設管理者としてHTTR本体施設のうち、新燃料組立検査室及び貯蔵棚の使用並びに保守、貯蔵セル及び貯蔵プールの使用に関する業務を行う。</p> <p>(35) HTTR運転管理課長は、施設管理者としてHTTR本体施設のうち、使用済燃料検査室(I)、燃料交換機メンテナンスピット及び照射物貯蔵ピットの使用並びに保守、貯蔵セル及び貯蔵プールの保守、核燃料物質取扱設備の使用及び保守、第8編別表第6に掲げる放射線測定機器及び特定施設の運転並びに保守、核燃料管理者としてHTTRの中性子束測定用核燃料物質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(36) 環境保全部長は、施設管理統括者として次号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(37) 廃棄物管理課長は、施設管理者として廃棄物移送設備の運転及び保守並びに放射性廃棄物及び汚染の除去に係るものの運搬等に関する業務を行う。</p> <p>2 施設管理者の業務の一部を行わせるため、分任施設管理者を置くことができる。</p> <p>3 前項の分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。</p> <p>4 第2項の分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。</p> <p>第2節～第4節 （省略）</p> <p>第3章 （省略）</p> <p>第4章 保安教育訓練 （保安教育等）</p> <p>第22条 所長は、別表第6に掲げる使用施設等に関する保安活動に従事する者に対する保安教育を実施するため、保安教育基本計画を毎年度作成し、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>2 部長は、前項の保安教育基本計画に基づく教育を行うため、保安教育の受講対象者を記載した保安教育実施計画を作成する。</p> <p>3 原子力施設検査室長及び課長は、前項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施し、その結果を当該部長に報告する。ただし、別表第6に掲げる教育内容と同等以上と認められ</p>	<p>(25) 材料試験炉部長は、施設管理統括者として次号から第<u>30</u>号までに掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(26) 計画管理課長は、材料試験炉部長が行う統括に関する業務の補佐に関する業務を行う。</p> <p>(27) 廃止措置推進課長は、JMTR及びホットラボの廃止の計画に係る業務を行う。</p> <p>(28) 技術課長は、JMTRに係る核燃料物質の所在管理に関する業務、核燃料管理者として照射していない核燃料物質（JMTRの中性子束測定用の核分裂計数管を除く。）及び照射していない核燃料物質として取り扱っても被ばく管理上問題のない照射した核燃料物質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 原子炉課長は、施設管理者としてJMTR本体施設の使用及び保守に関する業務並びに特定施設の運転及び保守に関する業務を行う。また、核燃料管理者として照射した核燃料物質及び照射していない核燃料物質のうちJMTRの中性子束測定用の核分裂計数管の管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) ホットラボ課長は、施設管理者としてホットラボ本体施設の使用及び保守並びに特定施設の運転及び保守に関する業務、核燃料管理者としてホットラボに係る核燃料物質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(31) 環境保全部長は、施設管理統括者として次号に掲げる保安活動を統括する。</p> <p>(32) 廃棄物管理課長は、施設管理者として廃棄物移送設備の運転及び保守並びに放射性廃棄物及び汚染の除去に係るものの運搬等に関する業務を行う。</p> <p>2 施設管理者の業務の一部を行わせるため、分任施設管理者を置くことができる。</p> <p>3 前項の分任施設管理者が行う保安管理の業務のとりまとめは、施設管理者が行う。</p> <p>4 第2項の分任施設管理者及びその業務の範囲は、所長が指定する。</p> <p>第2節～第4節 （変更なし）</p> <p>第3章 （変更なし）</p> <p>第4章 保安教育訓練 （保安教育等）</p> <p>第22条 所長は、別表第6に掲げる使用施設等に関する保安活動に従事する者に対する保安教育を実施するため、保安教育基本計画を毎年度作成し、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>2 部長は、前項の保安教育基本計画に基づく教育を行うため、保安教育の受講対象者を記載した保安教育実施計画を作成する。</p> <p>3 原子力施設検査室長及び課長は、前項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施し、その結果を当該部長に報告する。ただし、別表第6に掲げる教育内容と同等以上と認められ</p>	<p>HTTRの政令第41条非該当施設への変更に伴い、HTTRに関する記載を保安規定から削除 （以下同じ）</p>

変更前	変更後	備考
<p>る教育を受けた者等、別表第7に掲げる者については、当該部長の承認を得て、その受講内容に応じた教育内容を免除することができる。</p> <p>4 当該部長は、前項の承認を行う場合は、履修証明書等を確認する。</p> <p>5 施設管理統括者は、新たに使用施設等の放射線業務に従事する者に対し、別表第8に掲げる教育を実施し、この教育を受けた者でなければ使用施設等の管理区域内の業務に従事させてはならない。ただし、別表第9に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除あるいは簡略化することができる。</p> <p>6 施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち使用施設等の緊急作業に従事する者として選定を受けようとする者に対し、別表第8の2に掲げる教育を実施する。ただし、別表第9の2に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除することができる。</p> <p>7 当該部長は、第3項に基づく保安教育の実施結果を年1回、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>8 第5条の2第1項第1号及び第8号から<u>第37号</u>までに掲げる者は、必要に応じて、保安活動に関する意識向上のための啓発を行う。</p> <p>第23条 （省略）</p> <p>第5章～第7章 （省略）</p>	<p>る教育を受けた者等、別表第7に掲げる者については、当該部長の承認を得て、その受講内容に応じた教育内容を免除することができる。</p> <p>4 当該部長は、前項の承認を行う場合は、履修証明書等を確認する。</p> <p>5 施設管理統括者は、新たに使用施設等の放射線業務に従事する者に対し、別表第8に掲げる教育を実施し、この教育を受けた者でなければ使用施設等の管理区域内の業務に従事させてはならない。ただし、別表第9に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除あるいは簡略化することができる。</p> <p>6 施設管理統括者は、放射線業務従事者のうち使用施設等の緊急作業に従事する者として選定を受けようとする者に対し、別表第8の2に掲げる教育を実施する。ただし、別表第9の2に掲げる要件を満足するとして施設管理統括者が認めた場合は、当該項目又は事項についての教育を免除することができる。</p> <p>7 当該部長は、第3項に基づく保安教育の実施結果を年1回、所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>8 第5条の2第1項第1号及び第8号から<u>第32号</u>までに掲げる者は、必要に応じて、保安活動に関する意識向上のための啓発を行う。</p> <p>第23条 （変更なし）</p> <p>第5章～第7章 （変更なし）</p>	<p>番号の繰上げ</p>

変更前					変更後					備考			
別表第1 対象使用施設等（第2条、第5条の2関係）					別表第1 対象使用施設等（第2条、第5条の2関係）								
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄				
使用施設等	施設区分		廃棄物移送設備	放射線管理施設		使用施設等	施設区分		廃棄物移送設備	放射線管理施設			
	本体施設	特定施設		屋内管理用放射線管理設備	屋外管理用放射線管理設備		本体施設	特定施設		屋内管理用放射線管理設備	屋外管理用放射線管理設備		
JMTR	(1) 使用施設 ① 原子炉建家 ② 居室実験室建家 (ア) ホット実験室 (イ) 放射線管理室 ③ 照射準備室建家 ④ 使用設備 (ア) 放射線管理設備のうちプロセスモニタ (イ) その他の使用設備（ハンドリングツールを含む。） (2) 貯蔵施設 (3) 液体廃棄施設 ① 第1排水系貯槽 ② 第2排水系貯槽 ③ 第3排水系貯槽 ④ 第4排水系貯槽	(1) 使用施設 ① 機械室建家 ② 使用設備 (ア) 電源設備 (イ) 消火設備 (2) 気体廃棄施設 (3) 液体廃棄施設 ① タンクヤード ② ホット機械室	(1) 廃液輸送管 (2) 廃液移送容器	第5編別表第7及び別表第8に掲げる放射線測定機器	第2編別表第13に掲げる放射線測定機器	JMTR	(1) 使用施設 ① 原子炉建家 ② 居室実験室建家 (ア) ホット実験室 (イ) 放射線管理室 ③ 照射準備室建家 ④ 使用設備 (ア) 放射線管理設備のうちプロセスモニタ (イ) その他の使用設備（ハンドリングツールを含む。） (2) 貯蔵施設 (3) 液体廃棄施設 ① 第1排水系貯槽 ② 第2排水系貯槽 ③ 第3排水系貯槽 ④ 第4排水系貯槽	(1) 使用施設 ① 機械室建家 ② 使用設備 (ア) 電源設備 (イ) 消火設備 (2) 気体廃棄施設 (3) 液体廃棄施設 ① タンクヤード ② ホット機械室	(1) 廃液輸送管 (2) 廃液移送容器	第5編別表第7及び別表第8に掲げる放射線測定機器	第2編別表第13に掲げる放射線測定機器		
ホットラボ	(1) コンクリートNo.1～8セル (2) 顕微鏡鉛No.1～4セル (3) No.3カナル (4) ホットモックアップ室 (5) その他特定施設以外の設備	(1) 電源設備 (2) 液体廃棄設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 空気圧縮設備		第6編別表第14及び別表第15に掲げる放射線測定機器		ホットラボ	(1) コンクリートNo.1～8セル (2) 顕微鏡鉛No.1～4セル (3) No.3カナル (4) ホットモックアップ室 (5) その他特定施設以外の設備	(1) 電源設備 (2) 液体廃棄設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 空気圧縮設備		第6編別表第14及び別表第15に掲げる放射線測定機器			
燃料研究棟	(1) グローブボックス等の使用施設 (2) 核燃料貯蔵施設 (3) その他特定施設以外の設備	(1) 電源設備 (2) 空気圧縮設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備	(1) 廃液輸送管	第7編別表第10及び別表第11に掲げる放射線測定機器		燃料研究棟	(1) グローブボックス等の使用施設 (2) 核燃料貯蔵施設 (3) その他特定施設以外の設備	(1) 電源設備 (2) 空気圧縮設備 (3) 気体廃棄設備 (4) 液体廃棄設備	(1) 廃液輸送管	第7編別表第10及び別表第11に掲げる放射線測定機器			
HTTR	(1) <u>新燃料組立検査室</u> (2) <u>使用済燃料検査室（I）</u> (3) <u>燃料交換機メンテナンスピット</u> (4) <u>貯蔵施設</u> ① <u>貯蔵棚</u> ② <u>貯蔵セル</u> ③ <u>貯蔵プール</u> ④ <u>照射物貯蔵ピット</u> (5) <u>核燃料物質取扱設備</u> (6) <u>その他特定施設以外の設備</u>	(1) <u>電気施設</u> <u>（非常用電源設備）</u> (2) <u>廃棄施設</u> ① <u>気体廃棄物の廃棄施設</u> ② <u>液体廃棄物の廃棄設備</u> ③ <u>原子炉建家換気空調設備</u> ④ <u>非常用空気浄化設備</u>		第8編別表第8及び別表第9に掲げる放射線測定機器		(<u>削る</u>)	(<u>削る</u>)	(<u>削る</u>)	(<u>削る</u>)	(<u>削る</u>)			
<p>廃液輸送管は、JMTRについてはタンクヤードから廃棄物管理施設の受入れ施設まで（この系統を「JMTR系統」という。）、燃料研究棟については液体廃棄設備から廃棄物管理施設の受入れ施設まで（この系統を「燃料研究棟系統」という。）をいう。JMTRの廃液移送容器を装備した車両を、廃液運搬車といい、HTTRの廃液運搬にも使用する。</p>					<p>廃液輸送管は、JMTRについてはタンクヤードから廃棄物管理施設の受入れ施設まで（この系統を「JMTR系統」という。）、燃料研究棟については液体廃棄設備から廃棄物管理施設の受入れ施設まで（この系統を「燃料研究棟系統」という。）をいう。JMTRの廃液移送容器を装備した車両を、廃液運搬車という。</p>					<p>HTTRの政令第41条非該当施設への変更に伴い、HTTRに関する記載を保安規定から削除</p>		<p>HTTRの政令第41条非該当施設への変更に伴い、HTTRに関する記載を保安規定から削除</p>	

変更前			変更後			備考
別表第2 施設管理者一覧（第3条関係）			別表第2 施設管理者一覧（第3条関係）			HTTRの政令第41条非該当施設への変更に伴い、HTTRに関する記載を保安規定から削除
施設名	施設区分	施設管理者	施設名	施設区分	施設管理者	
(1) JMTR	廃棄物移送設備	廃棄物管理課長	(1) JMTR	廃棄物移送設備	廃棄物管理課長	
	放射線管理施設	放射線管理第2課長		放射線管理施設	放射線管理第2課長	
	照射準備室建家	原子炉課長		照射準備室建家	原子炉課長	
	ホット実験室			ホット実験室		
	その他上記以外の本体施設及び特定施設			その他上記以外の本体施設及び特定施設		
(2) ホットラボ	本体施設及び特定施設	ホットラボ課長	(2) ホットラボ	本体施設及び特定施設	ホットラボ課長	
	放射線管理施設	放射線管理第2課長		放射線管理施設	放射線管理第2課長	
(3) 燃料研究棟	本体施設及び特定施設	燃料研究施設保全課長	(3) 燃料研究棟	本体施設及び特定施設	燃料研究施設保全課長	
	廃棄物移送設備	廃棄物管理課長		廃棄物移送設備	廃棄物管理課長	
	放射線管理施設	放射線管理第2課長		放射線管理施設	放射線管理第2課長	
(4) HTTR	原子炉建家（新燃料組立検査室を除く。）	HTTR運転管理課長	(削る)	(削る)	(削る)	
	新燃料組立検査室	HTTR技術課長	(削る)	(削る)	(削る)	
	放射線管理施設	放射線管理第2課長	(削る)	(削る)	(削る)	
別表第3 管理区域管理者一覧（第3条関係）			別表第3 管理区域管理者一覧（第3条関係）			
施設名	管理区域区分	管理区域管理者	施設名	管理区域区分	管理区域管理者	
(1) JMTR	放射線管理室	放射線管理第2課長	(1) JMTR	放射線管理室	放射線管理第2課長	
	照射制御室	原子炉課長		照射制御室	原子炉課長	
	照射準備室			照射準備室		
	ホット実験室			ホット実験室		
	測定室			測定室		
	燃料管理室			燃料管理室		
	JMTR炉室その他上記以外の区域			JMTR炉室その他上記以外の区域		
(2) ホットラボ	ホットラボ課長	(2) ホットラボ	ホットラボ課長			
(3) 燃料研究棟	燃料研究施設保全課長	(3) 燃料研究棟	燃料研究施設保全課長			
(4) HTTR	原子炉建家（新燃料組立検査室を除く。）	HTTR運転管理課長	(削る)	(削る)	(削る)	
	新燃料組立検査室	HTTR技術課長	(削る)	(削る)	(削る)	
別表第4 (省略)			別表第4 (変更なし)			

別表第5 品質マネジメントシステム文書体系（第1.3条関係）

品質マネジメント計画書(QP-P2)	本規 (二次文書)	大洗研究所 (二次文書)	原子力施設検査室 (二次文書)	保安管理課 (二次文書)	燃料検査課 (二次文書)	管理課 (二次文書)	燃料材料課 (二次文書)	核燃料製造課 (二次文書)	燃料検査課 (二次文書)	燃料検査課 (二次文書)
4.1 一般要求事項	—	—	・総則 (大洗-QM-01)	・総則 (保安-QM-01) ・重要度分類要項 (保安-QM-02)	・総則 (保安-QM-01) ・重要度分類要項 (保安-QM-02)	・総則 (保安-QM-01) ・重要度分類要項 (保安-QM-02)	・総則 (保安-QM-01) ・重要度分類要項 (保安-QM-02)	・総則 (保安-QM-01) ・重要度分類要項 (保安-QM-02)	・総則 (保安-QM-01) ・重要度分類要項 (保安-QM-02)	・総則 (保安-QM-01) ・重要度分類要項 (保安-QM-02)
4.2.3 文書管理	・文書及び記録管理要項 (QS-A01)	・大洗研究所文書及び記録の管理要項(大洗-QM-01)	—	—	—	—	—	—	—	—
4.2.4 記録の管理	・安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る 実施要項 (QS-A09)	・安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動 (大洗-QM-23)	—	—	—	—	—	—	—	—
5.1 経路者の関与	・品質目標の設定管理要項 (QS-A11)	・使用施設等安全管理委員会 品質保証委員会 (大洗-QM-13) ・品質保証推進委員会規則 (大洗-QM-11)	—	—	—	—	—	—	—	—
5.4.1 品質目標	・中核安全管理、品質保証委員会の運営について (QS-A04)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5.5.4 内部コミュニケーション	・マネジメントレビュー実施要項 (QS-P02)	・マネジメントレビュー実施要項 (QS-P02)	—	—	—	—	—	—	—	—
6.2.2 力量、教育、訓練及び設備	・教育訓練管理要項 (QS-A07)	・大洗研究所教育・訓練管理要項 (大洗-QM-07)	—	—	—	—	—	—	—	—
7.1 業務の計画	・業務の計画及び実施管理要項 (QS-A12)	・業務の計画 (北地区) 燃料検査課 (大洗-QM-02) ・大洗研究所内放射性物質等運搬規則(大洗-QM-22) ・大洗研究所放射線作業物管理要項 (大洗-QM-81) ・大洗研究所 P1 設定評価要項 (大洗-QM-24)	—	—	—	—	—	—	—	—
7.2.3 外部とのコミュニケーション	—	・大洗研究所フリーアクセス対応要項(大洗-QM-25)	—	—	—	—	—	—	—	—
7.3 設計・開発	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.4 調達	・調達先の評価・選定管理要項 (QS-G01)	・大洗研究所調達管理要項 (大洗-QM-02)	—	—	—	—	—	—	—	—
7.5 業務の実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.6 監視機能及び測定機能の管理	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8.2.2 内部監査	・原子力安全監査実施要項 (QS-P03)	・業務計画等の監査、燃料検査課 (大洗-QM-04) ・燃料検査課 (大洗-QM-04)	—	—	—	—	—	—	—	—
8.2.4 検査及び試験	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8.3 不適合管理	・不適合管理並びに是正及び再発防止 実施要項 (QS-A03)	・不適合管理並びに是正及び再発防止 実施要項 (QS-A03)	—	—	—	—	—	—	—	—
8.5.2 是正処置等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8.5.3 未だ防止処置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

別表第5 品質マネジメントシステム文書体系（第1.3条関係）

品質マネジメント計画書(QP-P2)	本規 (二次文書)	大洗研究所 (二次文書)	原子力施設検査室 (二次文書)	保安管理課 (二次文書)	燃料検査課 (二次文書)	管理課 (二次文書)	燃料材料課 (二次文書)	燃料検査課 (二次文書)	燃料検査課 (二次文書)	燃料検査課 (二次文書)
4.1 一般要求事項	—	—	・総則 (大洗-QM-01)	・総則 (保安-QM-01) ・重要度分類要項 (保安-QM-02)	・総則 (保安-QM-01) ・重要度分類要項 (保安-QM-02)	・総則 (保安-QM-01) ・重要度分類要項 (保安-QM-02)	・総則 (保安-QM-01) ・重要度分類要項 (保安-QM-02)	・総則 (保安-QM-01) ・重要度分類要項 (保安-QM-02)	・総則 (保安-QM-01) ・重要度分類要項 (保安-QM-02)	・総則 (保安-QM-01) ・重要度分類要項 (保安-QM-02)
4.2.3 文書管理	・文書及び記録管理要項 (QS-A01)	・大洗研究所文書及び記録の管理要項 (大洗-QM-01)	—	—	—	—	—	—	—	—
4.2.4 記録の管理	・安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る 実施要項 (QS-A09)	・安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動 (大洗-QM-23)	—	—	—	—	—	—	—	—
5.1 経路者の関与	・品質目標の設定管理要項 (QS-A11)	・使用施設等安全管理委員会 品質保証委員会 (大洗-QM-13) ・品質保証推進委員会規則 (大洗-QM-11)	—	—	—	—	—	—	—	—
5.4.1 品質目標	・中核安全管理、品質保証委員会の運営について (QS-A04)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5.5.4 内部コミュニケーション	・マネジメントレビュー実施要項 (QS-P02)	・マネジメントレビュー実施要項 (QS-P02)	—	—	—	—	—	—	—	—
6.2.2 力量、教育、訓練及び設備	・教育訓練管理要項 (QS-A07)	・大洗研究所教育・訓練管理要項 (大洗-QM-07)	—	—	—	—	—	—	—	—
7.1 業務の計画	・業務の計画及び実施管理要項 (QS-A12)	・業務の計画 (北地区) 燃料検査課 (大洗-QM-02) ・大洗研究所内放射性物質等運搬規則(大洗-QM-22) ・大洗研究所放射線作業物管理要項 (大洗-QM-81) ・大洗研究所 P1 設定評価要項 (大洗-QM-24)	—	—	—	—	—	—	—	—
7.2.3 外部とのコミュニケーション	—	・大洗研究所フリーアクセス対応要項(大洗-QM-25)	—	—	—	—	—	—	—	—
7.3 設計・開発	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.4 調達	・調達先の評価・選定管理要項 (QS-G01)	・大洗研究所調達管理要項 (大洗-QM-02)	—	—	—	—	—	—	—	—
7.5 業務の実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7.6 監視機能及び測定機能の管理	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8.2.2 内部監査	・原子力安全監査実施要項 (QS-P03)	・業務計画等の監査、燃料検査課 (大洗-QM-04) ・燃料検査課 (大洗-QM-04)	—	—	—	—	—	—	—	—
8.2.4 検査及び試験	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8.3 不適合管理	・不適合管理並びに是正及び再発防止 実施要項 (QS-A03)	・不適合管理並びに是正及び再発防止 実施要項 (QS-A03)	—	—	—	—	—	—	—	—
8.5.2 是正処置等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8.5.3 未だ防止処置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

HTTRの政令第41条非該当施設への変更に伴い、HTTRに関する記載を保安規定から削除

変更前					変更後					備考
別表第6～別表第10（省略）					別表第6～別表第10（変更なし）					
別表第11（1）核燃料物質の使用等に関する記録（第33条関係） 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に定める記録					別表第11（1）核燃料物質の使用等に関する記録（第33条関係） 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に定める記録					
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	
1. 使用施設等の施設管理（核燃料使用規則第2条の11の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録					1. 使用施設等の施設管理（核燃料使用規則第2条の11の7に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録					
(イ)使用前確認の結果 （第2編第34条の2、第4編第9条の2、第5編第20条、第6編第14条の2、第7編第15条の2、 <u>第8編第16条の2</u> ）	確認の都度	施設管理者	施設管理者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	(イ)使用前確認の結果 （第2編第34条の2、第4編第9条の2、第5編第20条、第6編第14条の2、第7編第15条の2）	確認の都度	施設管理者	施設管理者	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	HTTRの政令第41条非該当施設への変更に伴い、HTTRに関する記載を保安規定から削除
(ロ)核燃料使用規則第2条の11の7第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 （第2編第31条の5、第4編第7条の5、第5編第16条、第6編第12条の5、第7編第13条の5、 <u>第8編第14条の4</u> ）	施設管理の実施の都度	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	(ロ)核燃料使用規則第2条の11の7第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 （第2編第31条の5、第4編第7条の5、第5編第16条、第6編第12条の5、第7編第13条の5）	施設管理の実施の都度	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	HTTRの政令第41条非該当施設への変更に伴い、HTTRに関する記載を保安規定から削除
(ハ)核燃料使用規則第2条の11の7第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 （第2編第31条の2、第31条の3、第31条の4、第31条の6、第4編第7条の2、第7条の3、第7条の4、第7条の6、第5編第13条、第14条、第15条、第17条、第6編第12条の2、第12条の3、第12条の4、第12条の6、第7編第13条の2、第13条の3、第13条の4、第13条の6、 <u>第8編第14条、第14条の2、第14条の3、第14条の5</u> ）	評価の都度	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理者又は環境監視線量計測課長	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	(ハ)核燃料使用規則第2条の11の7第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 （第2編第31条の2、第31条の3、第31条の4、第31条の6、第4編第7条の2、第7条の3、第7条の4、第7条の6、第5編第13条、第14条、第15条、第17条、第6編第12条の2、第12条の3、第12条の4、第12条の6、第7編第13条の2、第13条の3、第13条の4、第13条の6）	評価の都度	施設管理者又は環境監視線量計測課長	施設管理者又は環境監視線量計測課長	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	HTTRの政令第41条非該当施設への変更に伴い、HTTRに関する記載を保安規定から削除
2. 放射線管理記録					2. 放射線管理記録					
(イ)使用施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 （第2編第18条）	毎日作業中1回	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	5年間	(イ)使用施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 （第2編第18条）	毎日作業中1回	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	5年間	HTTRに関する記載を保安規定から削除
(ロ)放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度 （第3編第6条、 <u>第8条</u> ）	排気又は排水の都度 （連続して排気又は排水をする場合は連続して）	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	5年間	(ロ)放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備における放射性物質の濃度 （第3編第5条）	排気の都度 （連続して排気をする場合は連続して）	放射線管理第2課長	放射線管理第2課長	5年間	HTTRに関する記載を保安規定から削除すると、直接一般排水を行う施設がなくなるため一般排水に係る記載を削除
(ハ)管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質	毎週1回	管理区域にあっては放射線管理第2課長 周辺監視区域にあっては環	管理区域にあっては放射線管理第2課長 周辺監視区域にあっては環	5年間	(ハ)管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質	毎週1回	管理区域にあっては放射線管理第2課長 周辺監視区域にあっては環	管理区域にあっては放射線管理第2課長 周辺監視区域にあっては環	5年間	

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照条文（下線部分は変更箇所）

変更前					変更後					備考
<p>によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (第2編第18条、第30条)</p> <p>(ニ)放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることになった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (第2編第26条)</p> <p>(ホ)4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 (第2編第26条)</p> <p>(ハ)放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (第2編第22条、第23条、第24条)</p> <p>(ト)放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 (第2編第9条、第26条)</p> <p>(チ)周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬した日時及び経路</p>	<p>1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回</p> <p>原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回 (左欄に掲げる当該1年間以降に限る。)</p> <p>その都度</p> <p>その者が当該業務に就く時</p> <p>運搬の都度</p>	<p>境監視線量計測課長</p> <p>環境監視線量計測課長</p> <p>環境監視線量計測課長</p> <p>環境監視線量計測課長</p> <p>環境監視線量計測課長</p> <p>核燃料物質にあつては核燃料管理者核燃料物質によって汚</p>	<p>境監視線量計測課長</p> <p>環境監視線量計測課長</p> <p>境監視線量計測課長</p> <p>環境監視線量計測課長</p> <p>境監視線量計測課長</p> <p>核燃料物質にあつては核燃料管理者核燃料物質によって汚</p>	<p>記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又は5年間保存した後において、原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又は5年間保存した後において、原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又は5年間保存した後において、原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又は5年間保存した後において、原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>1年間</p>	<p>によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (第2編第18条、第30条)</p> <p>(ニ)放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることになった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (第2編第26条)</p> <p>(ホ)4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 (第2編第26条)</p> <p>(ハ)放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量 (第2編第22条、第23条、第24条)</p> <p>(ト)放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴 (第2編第9条、第26条)</p> <p>(チ)周辺監視区域の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬した日時及び経路</p>	<p>1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回</p> <p>原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回 (左欄に掲げる当該1年間以降に限る。)</p> <p>その都度</p> <p>その者が当該業務に就く時</p> <p>運搬の都度</p>	<p>境監視線量計測課長</p> <p>環境監視線量計測課長</p> <p>環境監視線量計測課長</p> <p>環境監視線量計測課長</p> <p>環境監視線量計測課長</p> <p>核燃料物質にあつては核燃料管理者核燃料物質によって汚</p>	<p>境監視線量計測課長</p> <p>環境監視線量計測課長</p> <p>境監視線量計測課長</p> <p>環境監視線量計測課長</p> <p>境監視線量計測課長</p> <p>核燃料物質にあつては核燃料管理者核燃料物質によって汚</p>	<p>記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又は5年間保存した後において、原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又は5年間保存した後において、原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又は5年間保存した後において、原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又は5年間保存した後において、原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>1年間</p>	

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照条文（下線部分は変更箇所）

変更前					変更後					備考
(第3編第2条)		染されたもの にあつては 課長	れたものにあ つては課長		(第3編第2条)		染されたもの にあつては 課長	れたものにあ つては課長		
(リ) 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に 投棄した放射性廃棄物の種類、当 該放射性廃棄物に含まれる放射性 物質の数量、当該放射性廃棄物を 容器に封入し、又は容器に固化 した場合には、当該容器の数量及 び比重並びにその廃棄の日時、場 所及び方法 (注 1) (第3編第11条の3)	廃棄の都度	課長又は管理 区域管理者 (注2)	課長又は管理 区域管理者 (注2)	法第12条の 6第8項の確 認を受けるま での期間	(リ) 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に 投棄した放射性廃棄物の種類、当 該放射性廃棄物に含まれる放射性 物質の数量、当該放射性廃棄物を 容器に封入し、又は容器に固化 した場合には、当該容器の数量及 び比重並びにその廃棄の日時、場 所及び方法 (注 1) (第3編第9条)	廃棄の都度	課長又は管理 区域管理者 (注2)	課長又は管理 区域管理者 (注2)	法第12条の 6第8項の確 認を受けるま での期間	条番号の繰上げ
(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又 は容器に固化した場合にはその方 法 (注1) (第3編第11条の3)	封入又は固 型化の都度	課長又は管理 区域管理者 (注2)	課長又は管理 区域管理者 (注2)	法第12条の 6第8項の確 認を受けるま での期間	(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又 は容器に固化した場合にはその方 法 (注1) (第3編第9条)	封入又は固 型化の都度	課長又は管理 区域管理者 (注2)	課長又は管理 区域管理者 (注2)	法第12条の 6第8項の確 認を受けるま での期間	条番号の繰上げ
3. 操作記録（安全上重要な施設 （使用許可基準規則第1条第2項 第4号に規定するものをいう。） に係るものに限る（ハを除 く。）。） (イ) 使用施設における核燃料物質の 種類別の使用量及び使用の日時	使用の都度 （連続式に あつては連 続して）	施設管理者	施設管理者	1年間	3. 操作記録（安全上重要な施設 （使用許可基準規則第1条第2項 第4号に規定するものをいう。） に係るものに限る（ハを除 く。）。） (イ) 使用施設における核燃料物質の 種類別の使用量及び使用の日時	使用の都度 （連続式に あつては連 続して）	施設管理者	施設管理者	1年間	
(ロ) 使用施設等の操作開始及び操作 停止の時刻	開始及び停 止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	(ロ) 使用施設等の操作開始及び操作 停止の時刻	開始及び停 止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	
(ハ) 警報装置から発せられた警報の 内容（令第41条各号に掲げる核燃 料物質に係るものに限る。） (注3、注4) (第5編第32条、第6編第7条、 第24条、第7編第7条、第25 条、第8編第25条)	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間	(ハ) 警報装置から発せられた警報の 内容（令第41条各号に掲げる核燃 料物質に係るものに限る。） (注3、注4) (第5編第32条、第6編第7条、 第24条、第7編第7条、第25 条)	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間	
(ニ) 使用施設等の操作責任者及び操 作員の氏名並びにこれらの者の交 代の時刻	操作の開始 及び交代の 都度	施設管理者	施設管理者	1年間	(ニ) 使用施設等の操作責任者及び操 作員の氏名並びにこれらの者の交 代の時刻	操作の開始 及び交代の 都度	施設管理者	施設管理者	1年間	HTTRの政令第41条非該当 施設への変更に伴い、HTT Rに関する記載を保安規定か ら削除
4. 使用施設等の事故記録 (イ) 事故等の発生及び復旧の日時 (第1編第34条)	その都度	施設管理統括 者	施設管理統括 者	法第12条の 6第8項の確 認を受けるま での期間	4. 使用施設等の事故記録 (イ) 事故等の発生及び復旧の日時 (第1編第34条)	その都度	施設管理統括 者	施設管理統括 者	法第12条の 6第8項の確 認を受けるま での期間	
(ロ) 事故等の状況及び事故に際して 採った処置（第1編第34条）	その都度	施設管理統括 者	施設管理統括 者	法第12条の 6第8項の確 認を受けるま での期間	(ロ) 事故等の状況及び事故に際して 採った処置（第1編第34条）	その都度	施設管理統括 者	施設管理統括 者	法第12条の 6第8項の確 認を受けるま での期間	
(ハ) 事故等の原因 (第1編第34条)	その都度	施設管理統括 者	施設管理統括 者	法第12条の 6第8項の確 認を受けるま での期間	(ハ) 事故等の原因 (第1編第34条)	その都度	施設管理統括 者	施設管理統括 者	法第12条の 6第8項の確 認を受けるま での期間	

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照条文（下線部分は変更箇所）

変更前					変更後					備考
(ニ)事故等の後の処置 (第1編第34条)	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	(ニ)事故等の後の処置 (第1編第34条)	その都度	施設管理統括者	施設管理統括者	法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	条番号の繰上げ
5. 保安教育の記録 (イ)保安教育の実施計画 (第1編第22条)	策定の都度	各部長	各部長	3年間	5. 保安教育の記録 (イ)保安教育の実施計画 (第1編第22条)	策定の都度	各部長	各部長	3年間	
(ロ)保安教育の実施日時、項目及び保安教育を受けた者の氏名 (第1編第22条)	実施の都度	原子力施設検査室長及び各課長	原子力施設検査室長及び各課長	3年間	(ロ)保安教育の実施日時、項目及び保安教育を受けた者の氏名 (第1編第22条)	実施の都度	原子力施設検査室長及び各課長	原子力施設検査室長及び各課長	3年間	
6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）（第1編第13条）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職、安全管理部長、契約部長、各部長、原子力施設検査室長及び各課長	統括監査の職、安全管理部長、契約部長、各部長、原子力施設検査室長及び各課長	当該文書又は記録の作成又は変更後3年が経過するまでの期間	6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）（第1編第13条）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	統括監査の職、安全管理部長、契約部長、各部長、原子力施設検査室長及び各課長	統括監査の職、安全管理部長、契約部長、各部長、原子力施設検査室長及び各課長	当該文書又は記録の作成又は変更後3年が経過するまでの期間	
7. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる使用施設等の設備の名称	法第57条の5第2項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	—	—	法第57条の5第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	7. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる使用施設等の設備の名称	法第57条の5第2項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	—	—	法第57条の5第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	
注1：保管廃棄施設に保管した後、廃棄物管理施設に引き渡す。					注1：保管廃棄施設に保管した後、廃棄物管理施設に引き渡す。					
注2：第3編第11条の3の固体廃棄物を廃棄する課長又は共用の廃棄物容器に収納される固体廃棄物については管理区域管理者					注2：第3編第9条の固体廃棄物を廃棄する課長又は共用の廃棄物容器に収納される固体廃棄物については管理区域管理者					
注3：核燃料物質使用許可申請書に記載する警報についても記録を行う。					注3：核燃料物質使用許可申請書に記載する警報についても記録を行う。					
注4：検査、点検、保守、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で、異常ではないことが明らかなるものを除く。					注4：検査、点検、保守、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で、異常ではないことが明らかなるものを除く。					
別表第11（2）（省略）					別表第11（2）（変更なし）					

変更前	変更後	備考
<p>別図第1 使用施設等の管理組織（第5条関係）</p>	<p>別図第1 使用施設等の管理組織（第5条関係）</p>	<p>備考</p> <p>HTTRの政令第41条非該当施設への変更に伴い、HTTRに関する記載を保安規定から削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>別図第2 品質マネジメントシステム体系図（第13条関係）</p> <p>別図第2 品質マネジメントシステム体系図（第13条関係）</p>	<p>別図第2 品質マネジメントシステム体系図（第13条関係）</p>	<p>備考</p>
<p>● 原子力施設検査室長、高速炉サイクル研究開発センター長、高温ガス炉研究開発センター長、環境技術開発センター長、保安管理部長、放射線管理部長、管理部長、燃料材料開発部長、 高温工学試験研究炉部長、材料試験炉部長、環境保全部長</p> <p>→ : 基本的な流れ - - - : 必要に応じた流れ</p>	<p>* 原子力施設検査室長、高速炉サイクル研究開発センター長、環境技術開発センター長、保安管理部長、放射線管理部長、管理部長、燃料材料開発部長、材料試験炉部長、環境保全部長</p> <p>→ : 基本的な流れ - - - : 必要に応じた流れ</p>	<p>HTTRの政令第41条非該当施設への変更に伴い、HTTRに関する記載を保安規定から削除</p>
<p>別図第3 (省略)</p>	<p>別図第3 (変更なし)</p>	

変更前	変更後	備考
<p>第2編 放射線管理 第1章 管理区域等の管理 第1節 管理区域等 (区域管理) 第1条 (省略)</p> <p>(管理区域) 第2条 使用施設等の管理区域は、別図第1に示すとおりとする。ただし、それぞれの使用施設等に係る管理区域の詳細は、第5編～第8編に示す。 2 前項の管理区域は、別表第1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。 3 第1種管理区域のうち、表面密度を別表第2に掲げる値以下に維持する区域であって、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とする。 4 施設管理統括者は、第1項の管理区域を解除する場合は、線量告示に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>第3条～第20条 (省略)</p> <p>第2章 被ばく管理 第21条～第28条 (省略)</p> <p>第3章 環境監視 第29条～第31条 (省略)</p> <p>第4章 放射線管理設備等の管理 第31条の2～第31条の6 (省略)</p> <p>(放射線測定機器の管理) 第32条 放射線管理第2課長は、第5編第31条、第6編第23条、<u>第7編第24条及び第8編第24条</u>に規定する放射線測定機器を備えつける。 2 放射線管理第2課長は、前項に規定する放射線測定機器を毎週1回巡視する。ただし、使用施設等における作業が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、毎月1回巡視する。 3 環境監視線量計測課長は、別表第13に掲げる放射線測定機器を備えつける。 4 環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線測定機器について設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行う。 5 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</p> <p>第33条～第35条 (省略)</p> <p>別表第1～別表第13 (省略)</p> <p>別図第1 (その1) (省略)</p> <p>別図第1 (その2) (省略)</p>	<p>第2編 放射線管理 第1章 管理区域等の管理 第1節 管理区域等 (区域管理) 第1条 (変更なし)</p> <p>(管理区域) 第2条 使用施設等の管理区域は、別図第1に示すとおりとする。ただし、それぞれの使用施設等に係る管理区域の詳細は、第5編～第7編に示す。 2 前項の管理区域は、別表第1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。 3 第1種管理区域のうち、表面密度を別表第2に掲げる値以下に維持する区域であって、かつ、空気汚染の発生のおそれのない区域は、低レベル区域とする。 4 施設管理統括者は、第1項の管理区域を解除する場合は、線量告示に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>第3条～第20条 (変更なし)</p> <p>第2章 被ばく管理 第21条～第28条 (変更なし)</p> <p>第3章 環境監視 第29条～第31条 (変更なし)</p> <p>第4章 放射線管理設備等の管理 第31条の2～第31条の6 (変更なし)</p> <p>(放射線測定機器の管理) 第32条 放射線管理第2課長は、第5編第31条、第6編第23条<u>及び</u>第7編第24条に規定する放射線測定機器を備えつける。 2 放射線管理第2課長は、前項に規定する放射線測定機器を毎週1回巡視する。ただし、使用施設等における作業が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、毎月1回巡視する。 3 環境監視線量計測課長は、別表第13に掲げる放射線測定機器を備えつける。 4 環境監視線量計測課長は、前項に規定する放射線測定機器について設備保全整理表に定めるところにより年1回の点検を行う。 5 環境監視線量計測課長は、前項の結果について、放射線管理部長に報告する。</p> <p>第33条～第35条 (変更なし)</p> <p>別表第1～別表第13 (変更なし)</p> <p>別図第1 (その1) (変更なし)</p> <p>別図第1 (その2) (変更なし)</p>	<p>HTTRの政令第41条非該当施設への変更に伴い、HTTRに関する記載を保安規定から削除</p> <p>HTTRの政令第41条非該当施設への変更に伴い、HTTRに関する記載を保安規定から削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>別図第1（その3） HTTRに係る管理区域</p>  <p>別図第2（省略）</p> <p>別記様式第1～別記様式第3（省略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>（削る）</u></p> <p>別図第2（変更なし）</p> <p>別記様式第1～別記様式第3（変更なし）</p>	<p>HTTRの政令第41条非該当施設への変更に伴い、HTTRに関する記載を保安規定から削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第1章 核燃料物質等の運搬 第1条～第2条 （省略）</p> <p>第2章 放射性廃棄物の管理 （放射性廃棄物の廃棄及び管理） 第3条 施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）の廃棄及び管理は、別表第4に掲げる気体廃棄物の管理者が行う。 <u>2 施設から一般排水溝により環境へ放出する液体状放射性廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）の廃棄及び管理は、別表第5に掲げる液体廃棄物の管理者が行う。</u></p> <p><u>（液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理基準値）</u> 第4条 液体廃棄物の管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中に含まれる放射性物質の量が別表第6に掲げる放出管理基準値を超えないように管理する。</p> <p><u>（液体廃棄物の一般排水溝への放出の基準）</u> 第5条 使用施設等から一般排水溝へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、3月間についての平均濃度が法令で定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下とする。 <u>2 液体廃棄物の管理者は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中の放射性物質の量が別表第6に掲げる放出管理基準値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</u></p> <p><u>（液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定）</u> 第6条 液体廃棄物の管理者は、使用施設等の廃液貯槽から一般排水溝により、液体廃棄物を周辺監視区域外へ放出しようとするときは、放射線管理第2課長の同意を得る。 <u>2 放射線管理第2課長は、前項の同意をしようとするときは、液体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第7に掲げるところにより測定し、その濃度が第5条に規定する濃度を超えないこと及び放出量が別表第6に掲げる放出管理基準値を超えないことを確認する。</u> <u>3 放射線管理第2課長は、前項の測定の結果に基づき、使用施設等ごとに3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放射性物質の放出量を算出し、その結果を環境監視線量計測課長及び液体廃棄物の管理者に通知する。</u> <u>4 環境監視線量計測課長は、一般排水溝出口における排水中の3月間の放射性物質の平均濃度を算出するとともに、放出管理基準値が定められている核種について、3月間及び1年間の放出量を算出する。</u></p> <p>（気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理基準値） 第7条 気体廃棄物の管理者は、使用施設等から気体廃棄物を放出するときは、排気口における気体廃棄物中の放射性物質の3月間の平均濃度が別表第8に掲げる放出管理基準値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</p> <p>（気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定） 第8条 放射線管理第2課長は、使用施設等の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第7に掲げるところにより測定する。</p>	<p>第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理 第1章 核燃料物質等の運搬 第1条～第2条 （変更なし）</p> <p>第2章 放射性廃棄物の管理 （放射性廃棄物の廃棄及び管理） 第3条 施設から環境へ放出する気体状放射性廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）の廃棄及び管理は、別表第4に掲げる気体廃棄物の管理者が行う。 <u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p>（気体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理基準値） 第4条 気体廃棄物の管理者は、使用施設等から気体廃棄物を放出するときは、排気口における気体廃棄物中の放射性物質の3月間の平均濃度が別表第6に掲げる放出管理基準値を超えないように管理するとともに、その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理する。</p> <p>（気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定） 第5条 放射線管理第2課長は、使用施設等の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第5に掲げるところにより測定する。</p>	<p>HTTRに関する記載を保安規定から削除すると、直接一般排水を行う施設がなくなるため一般排水に係る記載を削除 （以下同じ）</p> <p>条番号の繰上げ 表番号の繰上げ</p> <p>条番号の繰上げ 表番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
<p>2 放射線管理第2課長は、前項の測定結果に基づき、使用施設等から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、3月間の平均濃度を算出し、環境監視線量計測課長及び気体廃棄物の管理者に通知する。</p> <p><u>（液体廃棄物に係る放出管理基準値を超えた場合等における措置）</u></p> <p>第9条 放射線管理第2課長は、液体廃棄物中の放射性物質の放出量が別表第6に掲げる放出管理基準値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、放射線管理部長に報告するとともに、液体廃棄物の管理者及び施設管理者（JMTTRにあっては、原子炉課長。次項において同じ。）に通知する。</p> <p>2 施設管理者は、前項の通知を受けたときは、当該施設に係る施設管理統括者に通知する。</p> <p>3 放射線管理部長は、第1項の報告を受けたときは、所長、当該施設を所掌するセンター長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>4 施設管理統括者は、第2項の通知を受けたときは、関係のある課長にその原因の調査を指示するとともに、その結果を所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>5 所長は、前項の報告を受けたときは、施設管理統括者に対し、使用計画の変更等の措置を指示する。</p> <p>6 施設管理統括者は、前項の指示により措置を講じたときは、その結果を核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>2 放射線管理第2課長は、前項の測定結果に基づき、使用施設等から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、3月間の平均濃度を算出し、環境監視線量計測課長及び気体廃棄物の管理者に通知する。</p> <p><u>（削る）</u></p>	<p>HTTRに関する記載を保安規定から削除すると、直接一般排水を行う施設がなくなるため一般排水に係る記載を削除</p>
<p><u>（気体廃棄物に係る放出管理基準値を超えた場合等における措置）</u></p> <p>第10条 放射線管理第2課長は、気体廃棄物中の放射性物質の3月間の平均濃度が別表第8に掲げる放出管理基準値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、放射線管理部長に報告するとともに、環境監視線量計測課長及び気体廃棄物の管理者に通知する。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けたときは、周辺監視区域外における3月間の平均濃度を算出する。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、前項の平均濃度の算出を行ったときは、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、放射線管理第2課長及び気体廃棄物の管理者に通知する。</p> <p>4 気体廃棄物の管理者は、第1項の通知を受けたときは、当該施設に係る本体施設の施設管理統括者に通知する。</p> <p>5 放射線管理部長は、第1項の報告を受けたときは、所長、当該施設を所掌するセンター長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>6 施設管理統括者は、第4項の通知を受けたときは、関係のある課長にその原因の調査を指示するとともに、その結果を所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>7 所長は、前項の報告を受けたときは、当該施設に係る施設管理統括者に対し、使用計画の変更等の措置を指示する。</p> <p>8 施設管理統括者は、前項の指示により措置を講じたときは、その結果を核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p><u>（気体廃棄物に係る放出管理基準値を超えた場合等における措置）</u></p> <p>第6条 放射線管理第2課長は、気体廃棄物中の放射性物質の3月間の平均濃度が別表第6に掲げる放出管理基準値を超え、又は超えるおそれがあると認めるときは、放射線管理部長に報告するとともに、環境監視線量計測課長及び気体廃棄物の管理者に通知する。</p> <p>2 環境監視線量計測課長は、前項の通知を受けたときは、周辺監視区域外における3月間の平均濃度を算出する。</p> <p>3 環境監視線量計測課長は、前項の平均濃度の算出を行ったときは、その結果を放射線管理部長に報告するとともに、放射線管理第2課長及び気体廃棄物の管理者に通知する。</p> <p>4 気体廃棄物の管理者は、第1項の通知を受けたときは、当該施設に係る本体施設の施設管理統括者に通知する。</p> <p>5 放射線管理部長は、第1項の報告を受けたときは、所長、当該施設を所掌するセンター長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>6 施設管理統括者は、第4項の通知を受けたときは、関係のある課長にその原因の調査を指示するとともに、その結果を所長及び当該施設を所掌するセンター長に報告する。</p> <p>7 所長は、前項の報告を受けたときは、当該施設に係る施設管理統括者に対し、使用計画の変更等の措置を指示する。</p> <p>8 施設管理統括者は、前項の指示により措置を講じたときは、その結果を核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>条番号及び表番号の繰上げ</p>
<p>第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理 （放射性廃棄物の発生量の推定等）</p> <p>第11条 施設管理統括者は、毎年度、当該年度に先立ち、放射性廃棄物の発生量を推定し、廃棄物管理施設に引き渡す予定のものの種類及び数量を環境保全部長に通知する。</p> <p><u>（廃棄物の仕掛品の管理）</u></p> <p>第11条の2 課長は、使用施設等で発生した廃棄物の仕掛品について、カートンボックス、ペール缶又はドラム缶等（以下「所定の容器」という。）に収納する。</p>	<p>第3章 廃棄物管理施設へ引き渡す放射性廃棄物等の管理 （放射性廃棄物の発生量の推定等）</p> <p>第7条 施設管理統括者は、毎年度、当該年度に先立ち、放射性廃棄物の発生量を推定し、廃棄物管理施設に引き渡す予定のものの種類及び数量を環境保全部長に通知する。</p> <p><u>（廃棄物の仕掛品の管理）</u></p> <p>第8条 課長は、使用施設等で発生した廃棄物の仕掛品について、カートンボックス、ペール缶又はドラム缶等（以下「所定の容器」という。）に収納する。</p>	<p>条番号の繰上げ</p> <p>条番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
<p>2 課長は、前項において、汚染拡大防止の措置が必要な物については、ビニルバッグ、ビニルシート又はビニル袋等で汚染拡大防止の措置を講じ、所定の容器に収納する。</p> <p>3 課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難なフィルタについて、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。</p> <p>4 課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難な大型機械等について、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。</p> <p>5 課長は、第1項及び第2項の所定の容器が可燃性のとき及び第3項の措置を講じたフィルタは、金属製容器又は金属製保管庫に収納する。</p>	<p>2 課長は、前項において、汚染拡大防止の措置が必要な物については、ビニルバッグ、ビニルシート又はビニル袋等で汚染拡大防止の措置を講じ、所定の容器に収納する。</p> <p>3 課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難なフィルタについて、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。</p> <p>4 課長は、第1項において、所定の容器に収納することが困難な大型機械等について、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じる。</p> <p>5 課長は、第1項及び第2項の所定の容器が可燃性のとき及び第3項の措置を講じたフィルタは、金属製容器又は金属製保管庫に収納する。</p>	
<p>(固体廃棄物の廃棄)</p> <p>第11条の3 課長は、使用施設等において発生した固体状放射性廃棄物(以下「固体廃棄物」という。)を封入し廃棄する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずる。ただし、共用の廃棄物容器に収納される固体廃棄物については、第1編第3条第6号に掲げる管理区域管理者が行う。</p> <p>(1) 発生箇所、性状等によって分類し、所定の容器に収納すること。</p> <p>(2) 放射性廃棄物中に含まれる主な放射性核種及びその量を推定すること。</p> <p>(3) 放射性廃棄物を収納した容器表面の線量当量率を測定すること。</p> <p>(4) 前各号の措置をした放射性廃棄物は、第2号の推定及び前号の測定の結果に基づき、別表第9に掲げる基準に従って区分すること。</p> <p>(5) 前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長と協議すること。</p> <p>(6) 汚染拡大防止の措置が必要な物については、ビニルバッグ、ビニルシート又はビニル袋等で汚染拡大防止の措置を講じ、所定の容器に収納すること。</p> <p>(7) 所定の容器に収納することが困難なフィルタについて、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じること。</p> <p>(8) 所定の容器に収納することが困難な大型機械等について、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じること。</p> <p>2 課長は、前項の措置を講じた固体廃棄物について、放射性廃棄物を示す標識及び整理番号を表示するとともに、第1編別表第11(1)第2項(リ)及び(ヌ)に従い記録保存する。</p>	<p>(固体廃棄物の廃棄)</p> <p>第9条 課長は、使用施設等において発生した固体状放射性廃棄物(以下「固体廃棄物」という。)を封入し廃棄する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずる。ただし、共用の廃棄物容器に収納される固体廃棄物については、第1編第3条第6号に掲げる管理区域管理者が行う。</p> <p>(1) 発生箇所、性状等によって分類し、所定の容器に収納すること。</p> <p>(2) 放射性廃棄物中に含まれる主な放射性核種及びその量を推定すること。</p> <p>(3) 放射性廃棄物を収納した容器表面の線量当量率を測定すること。</p> <p>(4) 前各号の措置をした放射性廃棄物は、第2号の推定及び前号の測定の結果に基づき、別表第7に掲げる基準に従って区分すること。</p> <p>(5) 前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長と協議すること。</p> <p>(6) 汚染拡大防止の措置が必要な物については、ビニルバッグ、ビニルシート又はビニル袋等で汚染拡大防止の措置を講じ、所定の容器に収納すること。</p> <p>(7) 所定の容器に収納することが困難なフィルタについて、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じること。</p> <p>(8) 所定の容器に収納することが困難な大型機械等について、ビニルシート又はビニル袋で包装するなど汚染拡大防止の措置を講じること。</p> <p>2 課長は、前項の措置を講じた固体廃棄物について、放射性廃棄物を示す標識及び整理番号を表示するとともに、第1編別表第11(1)第2項(リ)及び(ヌ)に従い記録保存する。</p>	<p>条番号の繰上げ</p> <p>表番号の繰上げ</p>
<p>(放射性廃棄物の引き渡し前の措置)</p> <p>第12条 放射性廃棄物を廃棄物管理施設へ引き渡す前の措置は、次の各号による。</p> <p>(1) 当該放射性廃棄物を発生させた課長が行う。</p> <p>(2) ホットラボの廃液貯槽に貯留された液体廃棄物の廃液輸送管によるJMT Rの廃液貯槽への輸送は、ホットラボ課長が行う。</p> <p>2 課長は、使用施設等において発生した液体廃棄物について、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 特殊な液体廃棄物については、主な放射性核種、濃度、化学的性状等により判断し、分類するとともに、容器に収納し、容器表面の線量当量率を測定すること。</p> <p>(2) 前号に規定する液体廃棄物以外の液体廃棄物については、これを廃液貯槽に貯留すること。</p> <p>(3) 前2号の規定により容器等に収納又は貯留した液体廃棄物は、主な放射性核種及びその濃度に基づき、別表第9に掲げる基準に従って区分すること。</p> <p>(4) 第1号の規定により分類した液体廃棄物については、トリチウム以外の$\beta \cdot \gamma$放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき37キロベクレル以上(トリチウムについては1立方センチメートルにつき370キロベクレル以上)又はα放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき10ミリベクレル以上のときは、固化等の措置を講ずること。</p>	<p>(放射性廃棄物の引き渡し前の措置)</p> <p>第10条 放射性廃棄物を廃棄物管理施設へ引き渡す前の措置は、次の各号による。</p> <p>(1) 当該放射性廃棄物を発生させた課長が行う。</p> <p>(2) ホットラボの廃液貯槽に貯留された液体廃棄物の廃液輸送管によるJMT Rの廃液貯槽への輸送は、ホットラボ課長が行う。</p> <p>2 課長は、使用施設等において発生した液体廃棄物について、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 特殊な液体廃棄物については、主な放射性核種、濃度、化学的性状等により判断し、分類するとともに、容器に収納し、容器表面の線量当量率を測定すること。</p> <p>(2) 前号に規定する液体廃棄物以外の液体廃棄物については、これを廃液貯槽に貯留すること。</p> <p>(3) 前2号の規定により容器等に収納又は貯留した液体廃棄物は、主な放射性核種及びその濃度に基づき、別表第7に掲げる基準に従って区分すること。</p> <p>(4) 第1号の規定により分類した液体廃棄物については、トリチウム以外の$\beta \cdot \gamma$放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき370キロベクレル以上(トリチウムについては1立方センチメートルにつき10ミリベクレル以上のときは、固化等の措置を講ずること。</p>	<p>条番号の繰上げ</p> <p>表番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考												
<p>(5) 前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長と協議すること。</p> <p>(放射性廃棄物に係る表示) <u>第13条</u> 課長は、<u>第11条の3</u>第1項及び<u>第12条</u>の措置を講じた放射性廃棄物について、容器ごとに別表<u>第10</u>に掲げるところにより表示する。</p> <p>(固体廃棄物の保管) <u>第14条</u> 課長は、固体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡すまでの間、第5編、第6編、<u>第7編及び第8編</u>の管理区域を示す図において指定されている保管廃棄施設に保管する。 2 管理区域管理者は、保管廃棄施設について、次の各号に掲げる措置を講ずる。 (1) 可燃性の固体廃棄物については、金属製容器又は金属製保管庫に保管する。 (2) 保管廃棄施設の巡視を実施する。 (3) 保管廃棄施設又はその周辺に消火器又は消火設備を設置する。 (4) みだりに人が立ち入らないよう施錠する。 (5) 保管廃棄施設を示す標識を設ける。 (6) 目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(放射性廃棄物の引取りの依頼等) <u>第15条</u> 課長<u>または</u>管理区域管理者は、放射性廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡そうとするときは、廃棄物管理課長に依頼する。 2 課長<u>または</u>管理区域管理者は、放射性廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡すときには、当該放射性廃棄物に関する記録又はその写しを廃棄物管理課長に送付する。 3 廃液貯槽に貯留された液体廃棄物の廃棄物管理課長への引取りの依頼は、JMTRについて原子炉課長が、燃料研究棟について燃料研究施設保全課長が、<u>HTTR</u>について<u>HTTR</u> <u>運転管理課長</u>が行う。 4 第1項の場合において、廃液貯槽に貯留された液体廃棄物の引取りを依頼する者が、液体廃棄物の引渡しを廃液運搬車又は廃液輸送管によって行うときは、次の各号に掲げる事項を確認し、その結果を廃棄物管理課長に通知する。 (1) 液体廃棄物の量 (2) 液体廃棄物中に含まれる放射性物質の濃度 5 液体廃棄物の輸送を依頼する者は、あらかじめ廃棄物管理課長の同意を得て、廃液貯槽に貯留された液体廃棄物のうち、液体廃棄物A及び放出前廃液を廃液輸送管により廃棄物管理施設の廃液貯槽Iに輸送することができる。 6 課長は、放射性廃棄物を運搬のために廃棄物管理課長に引き渡すときは、容器又は包装若しくは遮へい容器の表面密度及び表面等の線量当量率が、それぞれ、別表第1及び別表第2に掲げる値を超えないよう措置する。</p> <p>別表第1 運搬に係る表面密度（第1，2，<u>15</u>条関係）</p> <table border="1" data-bbox="154 1654 896 1793"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>表面密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルファ線を放出する放射性物質</td> <td>0.4 Bq/cm²</td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない放射性物質</td> <td>4 Bq/cm²</td> </tr> </tbody> </table>	区分	表面密度	アルファ線を放出する放射性物質	0.4 Bq/cm ²	アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq/cm ²	<p>(5) 前各号の規定によるもののほか、特に措置を要すると認めるときは、廃棄物管理課長及び放射線管理第2課長と協議すること。</p> <p>(放射性廃棄物に係る表示) <u>第11条</u> 課長は、<u>第9条</u>第1項及び<u>第10条</u>の措置を講じた放射性廃棄物について、容器ごとに別表<u>第8</u>に掲げるところにより表示する。</p> <p>(固体廃棄物の保管) <u>第12条</u> 課長は、固体廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡すまでの間、第5編、第6編<u>及び第7編</u>の管理区域を示す図において指定されている保管廃棄施設に保管する。 2 管理区域管理者は、保管廃棄施設について、次の各号に掲げる措置を講ずる。 (1) 可燃性の固体廃棄物については、金属製容器又は金属製保管庫に保管する。 (2) 保管廃棄施設の巡視を実施する。 (3) 保管廃棄施設又はその周辺に消火器又は消火設備を設置する。 (4) みだりに人が立ち入らないよう施錠する。 (5) 保管廃棄施設を示す標識を設ける。 (6) 目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(放射性廃棄物の引取りの依頼等) <u>第13条</u> 課長<u>又は</u>管理区域管理者は、放射性廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡そうとするときは、廃棄物管理課長に依頼する。 2 課長<u>又は</u>管理区域管理者は、放射性廃棄物を廃棄物管理施設に引き渡すときには、当該放射性廃棄物に関する記録又はその写しを廃棄物管理課長に送付する。 3 廃液貯槽に貯留された液体廃棄物の廃棄物管理課長への引取りの依頼は、JMTRについて原子炉課長が、燃料研究棟について燃料研究施設保全課長が行う。 4 第1項の場合において、廃液貯槽に貯留された液体廃棄物の引取りを依頼する者が、液体廃棄物の引渡しを廃液運搬車又は廃液輸送管によって行うときは、次の各号に掲げる事項を確認し、その結果を廃棄物管理課長に通知する。 (1) 液体廃棄物の量 (2) 液体廃棄物中に含まれる放射性物質の濃度 5 液体廃棄物の輸送を依頼する者は、あらかじめ廃棄物管理課長の同意を得て、廃液貯槽に貯留された液体廃棄物のうち、液体廃棄物A及び放出前廃液を廃液輸送管により廃棄物管理施設の廃液貯槽Iに輸送することができる。 6 課長は、放射性廃棄物を運搬のために廃棄物管理課長に引き渡すときは、容器又は包装若しくは遮へい容器の表面密度及び表面等の線量当量率が、それぞれ、別表第1及び別表第2に掲げる値を超えないよう措置する。</p> <p>別表第1 運搬に係る表面密度（第1，2，<u>13</u>条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1344 1654 2086 1793"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>表面密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルファ線を放出する放射性物質</td> <td>0.4 Bq/cm²</td> </tr> <tr> <td>アルファ線を放出しない放射性物質</td> <td>4 Bq/cm²</td> </tr> </tbody> </table>	区分	表面密度	アルファ線を放出する放射性物質	0.4 Bq/cm ²	アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq/cm ²	<p>条番号及び表番号の繰上げ</p> <p>条番号の繰上げ HTTRの政令第41条非該当施設への変更に伴い、HTTRに関する記載を保安規定から削除</p> <p>条番号の繰上げ 記載の適正化 記載の適正化</p> <p>HTTRの政令第41条非該当施設への変更に伴い、HTTRに関する記載を保安規定から削除</p> <p>条番号の繰上げ</p>
区分	表面密度													
アルファ線を放出する放射性物質	0.4 Bq/cm ²													
アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq/cm ²													
区分	表面密度													
アルファ線を放出する放射性物質	0.4 Bq/cm ²													
アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq/cm ²													

変更前	変更後	備考																																																																						
<p>別表第2 周辺監視区域内運搬に係る線量当量率（第1, <u>15</u>条関係）</p> <table border="1" data-bbox="154 273 807 550"> <tr><th>区分</th><th>線量当量率</th></tr> <tr><td>運搬物の表面</td><td>2 m S v / h</td></tr> <tr><td>運搬物の表面から1 m</td><td>1 0 0 μ S v / h</td></tr> <tr><td>車両の表面</td><td>2 m S v / h</td></tr> <tr><td>車両の表面から1 m</td><td>1 0 0 μ S v / h</td></tr> <tr><td>コンテナの表面</td><td>2 m S v / h</td></tr> <tr><td>コンテナの表面から1 m</td><td>1 0 0 μ S v / h</td></tr> </table> <p>別表第3 （省略）</p> <p>別表第4 気体廃棄物の管理者（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="154 735 667 953"> <tr><th>施設</th><th>気体廃棄物の管理者</th></tr> <tr><td>J M T R</td><td>原子炉課長</td></tr> <tr><td>ホットラボ</td><td>ホットラボ課長</td></tr> <tr><td>燃料研究棟</td><td>燃料研究施設保全課長</td></tr> <tr><td><u>H T T R</u></td><td><u>H T T R 運転管理課長</u></td></tr> </table> <p>別表第5 液体廃棄物の管理者（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="154 1100 667 1180"> <tr><th>施設</th><th>液体廃棄物の管理者</th></tr> <tr><td><u>H T T R</u></td><td><u>H T T R 運転管理課長</u></td></tr> </table> <p>別表第6 液体廃棄物の放出管理基準値（第4, 5, 6, 9条関係） 注1）</p> <table border="1" data-bbox="154 1289 739 1407"> <tr><th>核種</th><th>放出管理基準値</th></tr> <tr><td>³H以外の核種</td><td>2. 2 G B q / 年 注2）</td></tr> <tr><td>³H</td><td>3. 7 T B q / 年</td></tr> </table> <p>注1）原子炉施設、廃棄物管理施設及び放射線管理施設からの放出分を含む。 注2）ただし、⁶⁰C o 及び¹³⁷C s については、それぞれ、2 2 0 M B q / 年及び1. 8 G B q / 年とする。</p> <p>別表第7 気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定（第6, 8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="154 1591 979 1722"> <tr><th>項目</th><th>ひん度</th></tr> <tr><td>気体廃棄物中の放射性物質の濃度</td><td>排気設備運転中連続</td></tr> <tr><td>液体廃棄物中の放射性物質の濃度</td><td>排出のつど</td></tr> </table>	区分	線量当量率	運搬物の表面	2 m S v / h	運搬物の表面から1 m	1 0 0 μ S v / h	車両の表面	2 m S v / h	車両の表面から1 m	1 0 0 μ S v / h	コンテナの表面	2 m S v / h	コンテナの表面から1 m	1 0 0 μ S v / h	施設	気体廃棄物の管理者	J M T R	原子炉課長	ホットラボ	ホットラボ課長	燃料研究棟	燃料研究施設保全課長	<u>H T T R</u>	<u>H T T R 運転管理課長</u>	施設	液体廃棄物の管理者	<u>H T T R</u>	<u>H T T R 運転管理課長</u>	核種	放出管理基準値	³ H以外の核種	2. 2 G B q / 年 注2）	³ H	3. 7 T B q / 年	項目	ひん度	気体廃棄物中の放射性物質の濃度	排気設備運転中連続	液体廃棄物中の放射性物質の濃度	排出のつど	<p>別表第2 周辺監視区域内運搬に係る線量当量率（第1, <u>13</u>条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1350 273 2003 550"> <tr><th>区分</th><th>線量当量率</th></tr> <tr><td>運搬物の表面</td><td>2 m S v / h</td></tr> <tr><td>運搬物の表面から1 m</td><td>1 0 0 μ S v / h</td></tr> <tr><td>車両の表面</td><td>2 m S v / h</td></tr> <tr><td>車両の表面から1 m</td><td>1 0 0 μ S v / h</td></tr> <tr><td>コンテナの表面</td><td>2 m S v / h</td></tr> <tr><td>コンテナの表面から1 m</td><td>1 0 0 μ S v / h</td></tr> </table> <p>別表第3 （変更なし）</p> <p>別表第4 気体廃棄物の管理者（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1350 735 1863 953"> <tr><th>施設</th><th>気体廃棄物の管理者</th></tr> <tr><td>J M T R</td><td>原子炉課長</td></tr> <tr><td>ホットラボ</td><td>ホットラボ課長</td></tr> <tr><td>燃料研究棟</td><td>燃料研究施設保全課長</td></tr> <tr><td><u>(削る)</u></td><td><u>(削る)</u></td></tr> </table> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>別表第5 気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定（第5条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1350 1591 2172 1722"> <tr><th>項目</th><th>ひん度</th></tr> <tr><td>気体廃棄物中の放射性物質の濃度</td><td>排気設備運転中連続</td></tr> <tr><td><u>(削る)</u></td><td><u>(削る)</u></td></tr> </table>	区分	線量当量率	運搬物の表面	2 m S v / h	運搬物の表面から1 m	1 0 0 μ S v / h	車両の表面	2 m S v / h	車両の表面から1 m	1 0 0 μ S v / h	コンテナの表面	2 m S v / h	コンテナの表面から1 m	1 0 0 μ S v / h	施設	気体廃棄物の管理者	J M T R	原子炉課長	ホットラボ	ホットラボ課長	燃料研究棟	燃料研究施設保全課長	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	項目	ひん度	気体廃棄物中の放射性物質の濃度	排気設備運転中連続	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<p>条番号の繰上げ</p> <p>H T T R の政令第41条非該当施設への変更に伴い、H T T R に関する記載を保安規定から削除</p> <p>H T T R に関する記載を保安規定から削除すると、直接一般排水を行う施設がなくなるため一般排水に係る記載を削除</p> <p>H T T R に関する記載を保安規定から削除すると、直接一般排水を行う施設がなくなるため一般排水に係る記載を削除</p> <p>条番号及び表番号の繰上げ</p> <p>H T T R に関する記載を保安規定から削除すると、直接一般排水を行う施設がなくなるため一般排水に係る記載を削除</p>
区分	線量当量率																																																																							
運搬物の表面	2 m S v / h																																																																							
運搬物の表面から1 m	1 0 0 μ S v / h																																																																							
車両の表面	2 m S v / h																																																																							
車両の表面から1 m	1 0 0 μ S v / h																																																																							
コンテナの表面	2 m S v / h																																																																							
コンテナの表面から1 m	1 0 0 μ S v / h																																																																							
施設	気体廃棄物の管理者																																																																							
J M T R	原子炉課長																																																																							
ホットラボ	ホットラボ課長																																																																							
燃料研究棟	燃料研究施設保全課長																																																																							
<u>H T T R</u>	<u>H T T R 運転管理課長</u>																																																																							
施設	液体廃棄物の管理者																																																																							
<u>H T T R</u>	<u>H T T R 運転管理課長</u>																																																																							
核種	放出管理基準値																																																																							
³ H以外の核種	2. 2 G B q / 年 注2）																																																																							
³ H	3. 7 T B q / 年																																																																							
項目	ひん度																																																																							
気体廃棄物中の放射性物質の濃度	排気設備運転中連続																																																																							
液体廃棄物中の放射性物質の濃度	排出のつど																																																																							
区分	線量当量率																																																																							
運搬物の表面	2 m S v / h																																																																							
運搬物の表面から1 m	1 0 0 μ S v / h																																																																							
車両の表面	2 m S v / h																																																																							
車両の表面から1 m	1 0 0 μ S v / h																																																																							
コンテナの表面	2 m S v / h																																																																							
コンテナの表面から1 m	1 0 0 μ S v / h																																																																							
施設	気体廃棄物の管理者																																																																							
J M T R	原子炉課長																																																																							
ホットラボ	ホットラボ課長																																																																							
燃料研究棟	燃料研究施設保全課長																																																																							
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>																																																																							
項目	ひん度																																																																							
気体廃棄物中の放射性物質の濃度	排気設備運転中連続																																																																							
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>																																																																							

変更前				変更後				備考		
別表第8 気体廃棄物の放出管理基準値（第7, 10条関係）				別表第6 気体廃棄物の放出管理基準値（第4, 6条関係）				条番号及び表番号の繰上げ		
使用施設等	放出管理基準値			使用施設等	放出管理基準値					
JMTR居室実験室	(DAC) p × 1			JMTR居室実験室	(DAC) p × 1					
ホットラボ	(DAC) p × 10			ホットラボ	(DAC) p × 10					
燃料研究棟	(DAC) p × 10			燃料研究棟	(DAC) p × 10					
注) (DAC) pとは、第2編第29条に規定する周辺監視区域外の空气中濃度限度をいう。				注) (DAC) pとは、第2編第29条に規定する周辺監視区域外の空气中濃度限度をいう。						
別表第9 放射性廃棄物の区分基準（第11条の3関係）				別表第7 放射性廃棄物の区分基準（第9条関係）				条番号及び表番号の繰上げ		
区分	β・γ		α		区分	β・γ			α	
固体廃棄物	適用基準	容器表面の線量当量率	容器*1 当りの放射性物質の含有量		容器表面の線量当量率	容器*1 当りの放射性物質の含有量		容器表面の線量当量率	容器*1 当りの放射性物質の含有量	
		β・γ放射性物質*2	α放射性物質*3	β・γ放射性物質*2		α放射性物質*3	β・γ放射性物質*2		α放射性物質*3	
A	2 mSv/h 未満	3.7 × 10 ¹³ Bq/容器未満	3.7 × 10 ⁴ Bq/容器未満	500 μSv/h 未満	3.7 × 10 ¹³ Bq/容器未満	3.7 × 10 ⁴ Bq/容器以上 3.7 × 10 ⁷ Bq/容器未満	500 μSv/h 未満	3.7 × 10 ¹³ Bq/容器未満	3.7 × 10 ⁴ Bq/容器以上 3.7 × 10 ⁷ Bq/容器未満	
B	2 mSv/h 以上			500 μSv/h 以上		3.7 × 10 ⁷ Bq/容器以上 3.7 × 10 ¹² Bq/容器未満	500 μSv/h 以上		3.7 × 10 ⁷ Bq/容器以上 3.7 × 10 ¹² Bq/容器未満	
備考	—			容器表面の線量当量率と容器*1当りの放射性物質の含有量については、いずれか上位のレベルになる基準を適用する。 Puにあつては、1 g/容器*1未満、その他の核分裂性物質にあつては、4 g/容器*1未満とする。		—		容器表面の線量当量率と容器*1当りの放射性物質の含有量については、いずれか上位のレベルになる基準を適用する。 Puにあつては、1 g/容器*1未満、その他の核分裂性物質にあつては、4 g/容器*1未満とする。		
液体廃棄物	適用基準	トリチウム以外のβ・γ放射性物質*2の水中濃度		トリチウム水中濃度		α放射性物質*3の水中濃度		α放射性物質*3の水中濃度		
	放出前廃液	3.7 × 10 ⁻¹ Bq/cm ³ 未満		3.7 × 10 ³ Bq/cm ³ 未満		1.0 × 10 ⁻² Bq/cm ³ 未満		1.0 × 10 ⁻² Bq/cm ³ 未満		
	A	3.7 × 10 ¹ Bq/cm ³ 未満*4								
	B	3.7 × 10 ¹ Bq/cm ³ 以上 3.7 × 10 ⁴ Bq/cm ³ 未満								
C	—		3.7 × 10 ³ Bq/cm ³ 以上 3.7 × 10 ⁵ Bq/cm ³ 未満				3.7 × 10 ³ Bq/cm ³ 以上 3.7 × 10 ⁵ Bq/cm ³ 未満			
備考	トリチウムとトリチウム以外のβ・γ放射性物質が混在する場合は、上位のレベルになる基準を適用する。			—		トリチウムとトリチウム以外のβ・γ放射性物質が混在する場合は、上位のレベルになる基準を適用する。		—		
*1：容器の基準容積；200				*1：容器の基準容積；200						
*2：*3に示す以外の放射性物質				*2：*3に示す以外の放射性物質						
*3：超ウラン元素であつて、アルファ線を放出する放射性物質				*3：超ウラン元素であつて、アルファ線を放出する放射性物質						
*4：主な放射性物質が短半減期であつて、100時間以内はその濃度が3.7 × 10 ¹ Bq/cm ³ 未満になることが明らかなものを含む。				*4：主な放射性物質が短半減期であつて、100時間以内はその濃度が3.7 × 10 ¹ Bq/cm ³ 未満になることが明らかなものを含む。						

変更前	変更後	備考												
<p>別表第10 放射性廃棄物の表示（第13条関係）</p> <table border="1" data-bbox="154 264 884 1073"> <thead> <tr> <th>放射性廃棄物の区分</th> <th>表示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物（注）</td> <td>イ 分類及び区分 ロ 主な核種 ハ 推定放射性物質の量 ニ 容器表面の線量当量率 ホ 容器・包装の表面密度 ヘ 主要内容物 ト 取扱者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物（容器入り）</td> <td>イ 分類及び区分 ロ 液体廃棄物の量 ハ 主な核種 ニ 放射性物質の濃度 ホ 容器表面の線量当量率 ヘ 容器・包装の表面密度 ト 取扱者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）β・γ 固体廃棄物B又はα 固体廃棄物Bの場合は、容器表面に管理番号のみを表示し、各項目は、運搬容器に添付したカードに記入すること。</p>	放射性廃棄物の区分	表示事項	固体廃棄物（注）	イ 分類及び区分 ロ 主な核種 ハ 推定放射性物質の量 ニ 容器表面の線量当量率 ホ 容器・包装の表面密度 ヘ 主要内容物 ト 取扱者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項	液体廃棄物（容器入り）	イ 分類及び区分 ロ 液体廃棄物の量 ハ 主な核種 ニ 放射性物質の濃度 ホ 容器表面の線量当量率 ヘ 容器・包装の表面密度 ト 取扱者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項	<p>別表第8 放射性廃棄物の表示（第11条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1344 264 2074 1073"> <thead> <tr> <th>放射性廃棄物の区分</th> <th>表示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物（注）</td> <td>イ 分類及び区分 ロ 主な核種 ハ 推定放射性物質の量 ニ 容器表面の線量当量率 ホ 容器・包装の表面密度 ヘ 主要内容物 ト 取扱者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物（容器入り）</td> <td>イ 分類及び区分 ロ 液体廃棄物の量 ハ 主な核種 ニ 放射性物質の濃度 ホ 容器表面の線量当量率 ヘ 容器・包装の表面密度 ト 取扱者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）β・γ 固体廃棄物B又はα 固体廃棄物Bの場合は、容器表面に管理番号のみを表示し、各項目は、運搬容器に添付したカードに記入すること。</p>	放射性廃棄物の区分	表示事項	固体廃棄物（注）	イ 分類及び区分 ロ 主な核種 ハ 推定放射性物質の量 ニ 容器表面の線量当量率 ホ 容器・包装の表面密度 ヘ 主要内容物 ト 取扱者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項	液体廃棄物（容器入り）	イ 分類及び区分 ロ 液体廃棄物の量 ハ 主な核種 ニ 放射性物質の濃度 ホ 容器表面の線量当量率 ヘ 容器・包装の表面密度 ト 取扱者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項	<p>条番号及び表番号の繰上げ</p>
放射性廃棄物の区分	表示事項													
固体廃棄物（注）	イ 分類及び区分 ロ 主な核種 ハ 推定放射性物質の量 ニ 容器表面の線量当量率 ホ 容器・包装の表面密度 ヘ 主要内容物 ト 取扱者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項													
液体廃棄物（容器入り）	イ 分類及び区分 ロ 液体廃棄物の量 ハ 主な核種 ニ 放射性物質の濃度 ホ 容器表面の線量当量率 ヘ 容器・包装の表面密度 ト 取扱者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項													
放射性廃棄物の区分	表示事項													
固体廃棄物（注）	イ 分類及び区分 ロ 主な核種 ハ 推定放射性物質の量 ニ 容器表面の線量当量率 ホ 容器・包装の表面密度 ヘ 主要内容物 ト 取扱者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項													
液体廃棄物（容器入り）	イ 分類及び区分 ロ 液体廃棄物の量 ハ 主な核種 ニ 放射性物質の濃度 ホ 容器表面の線量当量率 ヘ 容器・包装の表面密度 ト 取扱者名 チ 発生場所 リ 封入年月日 ヌ 発火性・爆発性物質等使用履歴の有無 ル その他必要な事項													
<p>第4編 廃棄物移送設備の管理 第1章 通則 第1条～第4条（省略）</p> <p>第2章 管理 第1節 運搬 （放射性廃棄物の運搬に係る受取りの場所及び受取りにおける安全の確認） 第5条 廃棄物管理課長は、大洗研究所内で排出される液体廃棄物のうち、廃液輸送管で廃棄物管理施設へ移送する液体廃棄物を除き、当該放射性廃棄物を排出する施設の所定の場所において受け取り、廃棄物管理施設へ運搬する。 2 廃棄物管理課長は、固体廃棄物及び容器入りの液体廃棄物を運搬するときは、次の各号に掲げる事項について、確認する。 (1) 所定の容器等に封入又は梱包されていること。 (2) 容器又は包装の密封性及び健全性に異常がなく、爆発その他有害な化学反応を起こさないよう取扱上の注意を要する容器には注意票の添付等の措置が講じられていること。 (3) 依頼元から交付される放射性廃棄物に関する記録と一致するものであり第3編別表第9に掲げる基準に従って区分され、放射能濃度等に係る区分上限値を満足していること。 (4) 放射性廃棄物は、前号に規定する記録に記載された事項と照合できる整理番号及び第3編別表第10に掲げる事項が容器等に表示されていること。 (5) 線量当量率等に異常がないこと。 (6) 外観等に異常がないこと。</p>	<p>第4編 廃棄物移送設備の管理 第1章 通則 第1条～第4条（変更なし）</p> <p>第2章 管理 第1節 運搬 （放射性廃棄物の運搬に係る受取りの場所及び受取りにおける安全の確認） 第5条 廃棄物管理課長は、大洗研究所内で排出される液体廃棄物のうち、廃液輸送管で廃棄物管理施設へ移送する液体廃棄物を除き、当該放射性廃棄物を排出する施設の所定の場所において受け取り、廃棄物管理施設へ運搬する。 2 廃棄物管理課長は、固体廃棄物及び容器入りの液体廃棄物を運搬するときは、次の各号に掲げる事項について、確認する。 (1) 所定の容器等に封入又は梱包されていること。 (2) 容器又は包装の密封性及び健全性に異常がなく、爆発その他有害な化学反応を起こさないよう取扱上の注意を要する容器には注意票の添付等の措置が講じられていること。 (3) 依頼元から交付される放射性廃棄物に関する記録と一致するものであり第3編別表第7に掲げる基準に従って区分され、放射能濃度等に係る区分上限値を満足していること。 (4) 放射性廃棄物は、前号に規定する記録に記載された事項と照合できる整理番号及び第3編別表第8に掲げる事項が容器等に表示されていること。 (5) 線量当量率等に異常がないこと。 (6) 外観等に異常がないこと。</p>	<p>表番号の繰上げ 表番号の繰上げ</p>												

変更前	変更後	備考
<p>3 廃棄物管理課長は、前2項の規定により確認した場合において、安全上支障があると認めるときは、当該放射性廃棄物を引き取らないものとする。</p> <p>（車両による放射性廃棄物の運搬に係る措置）</p> <p>第6条 廃棄物管理課長は、前条に規定する運搬に係る確認をした放射性廃棄物を、周辺監視区域内において車両により運搬しようとするときは、第3編第1条第6項で定めるほか、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 第3編第14条第1項の規定により保管されている放射性廃棄物は、所定の運搬車両によること。</p> <p>(2) 廃液貯槽に貯留された液体廃棄物（廃液輸送管により輸送するものを除く。）は、廃液運搬車によること。</p> <p>(3) 容器に封入された液体廃棄物は、受皿、吸収材等を用い、異常な漏えいによる汚染の拡大を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>第3章 保守管理 第7条～第10条（省略）</p> <p>第4章 異常時の措置 第11条～第12条の2（省略）</p> <p>第5章 大洗研究所南地区等大洗研究所外の放射性廃棄物の移送に係る措置 第13条～第14条（省略）</p> <p>別表第1～別表第2（省略）</p>	<p>3 廃棄物管理課長は、前2項の規定により確認した場合において、安全上支障があると認めるときは、当該放射性廃棄物を引き取らないものとする。</p> <p>（車両による放射性廃棄物の運搬に係る措置）</p> <p>第6条 廃棄物管理課長は、前条に規定する運搬に係る確認をした放射性廃棄物を、周辺監視区域内において車両により運搬しようとするときは、第3編第1条第6項で定めるほか、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 第3編第12条第1項の規定により保管されている放射性廃棄物は、所定の運搬車両によること。</p> <p>(2) 廃液貯槽に貯留された液体廃棄物（廃液輸送管により輸送するものを除く。）は、廃液運搬車によること。</p> <p>(3) 容器に封入された液体廃棄物は、受皿、吸収材等を用い、異常な漏えいによる汚染の拡大を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>第3章 保守管理 第7条～第10条（変更なし）</p> <p>第4章 異常時の措置 第11条～第12条の2（変更なし）</p> <p>第5章 大洗研究所南地区等大洗研究所外の放射性廃棄物の移送に係る措置 第13条～第14条（変更なし）</p> <p>別表第1～別表第2（変更なし）</p>	<p>条番号の繰上げ</p>
<p>第5編 JMTRの管理 第1章 通則 第1条～第6条（省略）</p> <p>第2章 使用の管理 第7条～第11条（省略）</p> <p>第3章 保守管理 第12条～第21条（省略）</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 第22条～第25条（省略）</p> <p>第5章 異常時の措置 第26条～第29条（省略）</p> <p>第6章 放射線管理 第30条～第32条（省略）</p>	<p>第5編 JMTRの管理 第1章 通則 第1条～第6条（変更なし）</p> <p>第2章 使用の管理 第7条～第11条（変更なし）</p> <p>第3章 保守管理 第12条～第21条（変更なし）</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 第22条～第25条（変更なし）</p> <p>第5章 異常時の措置 第26条～第29条（変更なし）</p> <p>第6章 放射線管理 第30条～第32条（変更なし）</p> <p><u>第7章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理</u> <u>（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）</u></p>	<p>JMTRの廃止に向け、放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る条文を追加</p>

変更前	変更後	備考
<p>別表第1～別表第9（省略）</p> <p>別図（その1）～別図（その13）（省略）</p>	<p><u>第33条</u> 原子炉課長は、管理区域内に設置されている設備等を構成している金属、コンクリート、ガラス、プラスチック等（以下「資材等」という。）を、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものでない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）とする場合は、次の各号に掲げる措置を講じて材料試験炉部長の承認を得る。</p> <p><u>(1) 使用履歴の記録等が管理されている資材等については、管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。</u></p> <p><u>(2) 汚染された資材等については、その汚染部位の特定・分離を行う。</u></p> <p><u>(3) 適切な測定方法により念のための放射線測定を行い、汚染がないことを確認する。</u></p> <p><u>2 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、あらかじめ放射線管理第2課長の同意を得る。</u></p> <p><u>3 原子炉課長は、第1項で承認を得た放射性廃棄物でない廃棄物について、管理区域から搬出するまでの間、放射性廃棄物との混在防止の措置及び汚染を防止するための措置を講ずる。</u></p> <p>別表第1～別表第9（変更なし）</p> <p>別図（その1）～別図（その13）（変更なし）</p>	<p>J M T R の廃止に向け、放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る条文を追加</p>
<p>第6編 ホットラボの管理</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条～第5条（省略）</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第6条～第11条（省略）</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>第12条～第16条の2（省略）</p> <p>第4章 核燃料物質の管理</p> <p>第17条～第19条（省略）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第20条～第21条の2（省略）</p> <p>第6章 放射線管理</p> <p>第22条～第24条（省略）</p>	<p>第6編 ホットラボの管理</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条～第5条（変更なし）</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第6条～第11条（変更なし）</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>第12条～第16条の2（変更なし）</p> <p>第4章 核燃料物質の管理</p> <p>第17条～第19条（変更なし）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第20条～第21条の2（変更なし）</p> <p>第6章 放射線管理</p> <p>第22条～第24条（変更なし）</p> <p><u>第7章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理</u> <u>（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）</u></p> <p><u>第25条</u> ホットラボ課長は、管理区域内に設置されている設備等を構成している金属、コンクリート、ガラス、プラスチック等（以下「資材等」という。）を、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものでない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）とする場合は、次の各号に掲げる措置を講じて材料試験炉部長の承認を得る。</p> <p><u>(1) 使用履歴の記録等が管理されている資材等については、管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。</u></p>	<p>ホットラボの廃止に向け、放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る条文を追加</p>

変更前	変更後	備考
<p>別表第1～別表第16 （省略）</p> <p>別図（その1）～別図（その4） （省略）</p>	<p><u>(2) 汚染された資材等については、その汚染部位の特定・分離を行う。</u></p> <p><u>(3) 適切な測定方法により念のための放射線測定を行い、汚染がないことを確認する。</u></p> <p>2 材料試験炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、あらかじめ放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p>3 ホットラボ課長は、第1項で承認を得た放射性廃棄物でない廃棄物について、管理区域から搬出するまでの間、放射性廃棄物との混在防止の措置及び汚染を防止するための措置を講ずる。</p> <p>別表第1～別表第16 （変更なし）</p> <p>別図（その1）～別図（その4） （変更なし）</p>	<p>ホットラボの廃止に向け、放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る条文を追加</p>
<p>第7編 燃料研究棟の管理</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条～第5条 （省略）</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第6条～第12条 （省略）</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>第13条～第17条 （省略）</p> <p>第4章 核燃料物質の管理</p> <p>第18条～第20条 （省略）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第21条～第22条の2 （省略）</p> <p>第6章 放射線管理</p> <p>第23条～第25条 （省略）</p> <p>第7章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理</p> <p>第26条 （省略）</p> <p>別表第1の1～別表第12 （省略）</p> <p>別図 燃料研究棟平面図（1、2階） （省略）</p>	<p>第7編 燃料研究棟の管理</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条～第5条 （変更なし）</p> <p>第2章 使用の管理</p> <p>第6条～第12条 （変更なし）</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>第13条～第17条 （変更なし）</p> <p>第4章 核燃料物質の管理</p> <p>第18条～第20条 （変更なし）</p> <p>第5章 異常時の措置</p> <p>第21条～第22条の2 （変更なし）</p> <p>第6章 放射線管理</p> <p>第23条～第25条 （変更なし）</p> <p>第7章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理</p> <p>第26条 （変更なし）</p> <p>別表第1の1～別表第12 （変更なし）</p> <p>別図 燃料研究棟平面図（1、2階） （変更なし）</p>	<p>（第7編変更なし）</p>
<p>第8編 HTTRの管理</p> <p>第1章 通則</p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第1条 この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 「サーブイエリア」とは、原子炉格納容器を取り囲む原子炉建家の一部であり、別図第1（その2）から別図第1（その7）に示す区域をいう。</u></p> <p><u>(2) 「本体施設等」とは、第1編別表第1に掲げるHTTRの本体施設及び特定施設をいう。</u></p>	<p><u>（削る）</u></p> <p><u>（削る）</u></p>	<p>HTTRの政令第41条非該当施設への変更に伴い、HTTRに関する記載を保安規定から削除（以下同じ）</p>

変更前	変更後	備考
<p><u>(3) 「燃料試料」とは、破損挙動、核分裂生成物の放出挙動等の究明及び高性能燃料の開発のための核燃料物質をいう。</u></p> <p><u>(要員の配置)</u></p> <p>第2条 H T T R 運転管理課長は、別表第1に掲げる核燃料物質について、使用及び貯蔵に伴う取り扱い並びに運搬（以下この編において「取扱作業」という。）を行う場合は、本体施設等の保安に必要な要員を配置する。</p> <p><u>(手引の作成)</u></p> <p>第3条 高温工学試験研究炉部長は、本体施設等について、次の各号に掲げる事項に関する手引を作成する。</p> <p>(1) 核燃料物質の使用、受入及び貯蔵に関する事項</p> <p>(2) 本体施設等の起動前点検及び停止後点検に関する事項</p> <p>(3) 巡視点検に関する事項</p> <p>(4) 異常時の措置に関する事項</p> <p>2 高温工学試験研究炉部長は、前項の手引を作成する場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>3 高温工学試験研究炉部長は、第1項の手引を作成した場合又は変更した場合は、所長及び高温ガス炉センター長に報告する。</p> <p><u>(年間使用計画)</u></p> <p>第4条 高温工学試験研究炉部長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにしたH T T R の年間使用計画を作成し、高温ガス炉センター長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 使用の目的</p> <p>(2) 使用の予定期間</p> <p>(3) 使用する核燃料物質の種類、形態及び量</p> <p>(4) 取扱い方法の概略</p> <p>(5) 定期事業者検査の予定期間</p> <p>(6) 第16条第1項に定める修理及び改造をする施設、設備、機器等の名称並びに予定期間</p> <p>(7) 核燃料使用規則第2条の11の7第7号の規定に基づく特別な措置を講ずる場合は、その予定期間及び内容</p> <p>2 高温ガス炉センター長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>3 高温工学試験研究炉部長は、第1項の承認を得た場合は、所長に報告するとともに、H T T R 計画課長、H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p><u>(使用実施計画)</u></p> <p>第5条 H T T R 運転管理課長は、年間使用計画に基づき、次の各号に掲げる事項を明らかにした使用実施計画を作成し、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>(1) 使用の開始及び終了の予定期日</p> <p>(2) 使用する核燃料物質の種類、形態及び量</p> <p>(3) 取扱いの方法（使用を終了した核燃料物質の貯蔵又は廃棄に関する事項及び核燃料物質の処理が必要な場合は、その処理に関する事項（処理方法及び期間）を含む。）</p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>H T T R の政令第41条非該当施設への変更に伴い、H T T R に関する記載を保安規定から削除（以下同じ）</p>

変更前	変更後	備考
<p>2 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p>		<p>HTTRの政令第41条非該当施設への変更に伴い、HTTRに関する記載を保安規定から削除</p>
<p>3 HTTR運転管理課長は、第1項の承認を得た場合は、その実施前にHTTR計画課長、HTTR技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p>		<p>(以下同じ)</p>
<p>(臨界管理)</p>	<p>(削る)</p>	
<p>第6条 核燃料管理者は、取扱作業を行う場合は、別表第1に掲げる核燃料物質の年間予定使用量、取扱制限値及び核的制限値並びに別表第2に掲げる核燃料物質の貯蔵制限値以下に管理されていること並びに作業を行う前に施設管理者又は核燃料取扱主務者を含む施設管理統括者が指名した者により、質量、濃縮度、形状の確認を行う。</p>		
<p>第2章 使用の管理</p>		
<p>第1節 使用上の条件</p>		
<p>(負圧の条件)</p>	<p>(削る)</p>	
<p>第7条 HTTR運転管理課長は、取扱作業を行う場合は、別表第3に掲げるところにより負圧を維持する。</p>		
<p>(貯蔵プールの水位)</p>	<p>(削る)</p>	
<p>第8条 HTTR運転管理課長は、貯蔵プールの水位を別表第4に掲げる値に維持するよう努める。</p>		
<p>第2節 作業上の確認</p>		
<p>(重要な設備等の運転)</p>	<p>(削る)</p>	
<p>第9条 HTTR運転管理課長は、別表第5に掲げる保安上重要な設備等の運転については、第3条で定める手引により、これを行う。</p>		
<p>(取扱作業開始前点検)</p>	<p>(削る)</p>	
<p>第10条 HTTR運転管理課長は、取扱作業を開始しようとする場合は、別表第5に掲げる設備ごとの点検を行う。</p>		
<p>(巡視)</p>	<p>(削る)</p>	
<p>第11条 HTTR運転管理課長は、取扱作業中、別表第5に掲げる設備等について、1日1回以上巡視する。</p>		
<p>(取扱作業終了後点検)</p>	<p>(削る)</p>	
<p>第12条 HTTR運転管理課長は、取扱作業を終了した場合は、別表第5に掲げる設備ごとの点検を行う。</p>		
<p>第3章 保守管理</p>		
<p>(計画停電時の措置)</p>	<p>(削る)</p>	
<p>第13条 HTTR運転管理課長は、計画停電のつど、HTTR施設の保安措置を検討し、高温工学試験研究炉部長の承認及び核燃料取扱主務者の同意を得て、これを行う。</p>		
<p>(施設管理目標の策定)</p>	<p>(削る)</p>	
<p>第14条 高温工学試験研究炉部長及び放射線管理部長は、HTTRについて第1編第1条の2第2項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標を策定する。</p>		

変更前	変更後	備考
<p>2 高温工学試験研究炉部長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、高温ガス炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>3 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認を得た場合は、放射線管理部長に通知する。</p>		
<p><u>（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定）</u></p>	(削る)	
<p>第14条の2 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</p>		
<p>2 H T T R 計画課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p>		
<p>3 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p>		
<p>4 H T T R 計画課長は、第2項の承認を得た場合は、H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p>		
<p><u>（施設管理実施計画等の策定）</u></p>	(削る)	
<p>第14条の3 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</p>		
<p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p>		
<p>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p>		
<p>(3) 使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p>		
<p>(4) 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。）に関すること。</p>		
<p>(5) 使用施設等の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p>		
<p>(6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p>		
<p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p>		
<p>(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p>		
<p>2 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表及び検査要否整理表を策定する。</p>		
<p>(1) 使用施設等の工事の方法及び時期</p>		
<p>(2) 使用施設等の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p>		
<p>3 第1項及び前項において、第4条の定めにより作成する年間使用計画において特別な措置を講ずる期間とその内容を示した上で、その特別な措置として核燃料使用規則第2条の11第7号の規定に基づき特別な施設管理実施計画並びに特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定めることができる。</p>		
<p>4 H T T R 運転管理課長は、第1項から前項までの施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、高温工学試験研究炉部長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p>		
<p>5 高温工学試験研究炉部長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p>		
<p>6 H T T R 運転管理課長は、第4項の承認を得た場合は、H T T R 計画課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p>		

変更前	変更後	備考
<p><u>（保全活動の実施）</u> <u>第14条の4 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>	<p>H T T R の政令第41条非該当施設への変更に伴い、H T T R に関する記載を保安規定から削除 （以下同じ）</p>
<p><u>（保全活動の有効性評価及び改善）</u> <u>第14条の5 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長は、所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>	
<p><u>（定期事業者検査）</u> <u>第15条 原子力施設検査室長は、H T T R の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u> <u>（1）定期事業者検査計画</u> <u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u> <u>ロ 検査の項目及び実施体制</u> <u>ハ 予定期間</u> <u>ニ 定量的な施設管理目標</u> <u>（2）定期事業者検査要領</u> <u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u> <u>ロ 検査の項目及び検査場所</u> <u>ハ 検査前条件</u> <u>ニ 検査の確認方法及び検査手順</u> <u>ホ 検査の判定基準</u> <u>2 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の定期事業者検査に必要な情報を提供する。</u> <u>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い定期事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の確認を受ける。</u> <u>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</u> <u>5 H T T R 運転管理課長及びH T T R 技術課長は、前項の通知を受けた場合は、高温工学試験研究炉部長に、放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、放射線管理部長に報告する。</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>	
<p><u>（修理及び改造）</u> <u>第16条 H T T R 運転管理課長又はH T T R 技術課長は、所掌する本体施設等について、修理及び改造が必要と認めた場合は、修理及び改造を行うことができる。</u> <u>2 H T T R 運転管理課長又はH T T R 技術課長は、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が使用前事業者検査の対象である場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにした修理及び改造計画を作成し、高温工学試験研究炉部長の同意を得る。</u> <u>（1）修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</u> <u>（2）修理及び改造の内容</u> <u>（3）担当者の氏名</u></p>	<p><u>（削る）</u></p>	

変更前	変更後	備考
<p>(4) 予定期間</p> <p>3 高温工学試験研究炉部長は、前項の同意をしようとする場合は、高温ガス炉センター長の確認を受けたのちに、所長の承認を得る。これを変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとする場合は、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>5 H T T R 運転管理課長及びH T T R 技術課長は、第3項の承認を得た場合は、その実施前にH T T R 計画課長、H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第16条の2 原子力施設検査室長は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 H T T R 運転管理課長及びH T T R 技術課長は、原子力施設検査室長の求めに応じ、前項の使用前事業者検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 原子力施設検査室長は、第1項の検査計画書及び検査要領書に従い使用前事業者検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主務者の承認を受ける。</p> <p>4 原子力施設検査室長は、第1項の同意及び前項の確認を得た場合は、H T T R 運転管理課長及びH T T R 技術課長に通知する。</p> <p>5 H T T R 運転管理課長及びH T T R 技術課長は、前項の通知のうち、第1項の同意に係る通知を受けた場合は、高温工学試験研究炉部長に報告する。</p> <p>(保守結果の通知等)</p> <p>第16条の3 H T T R 運転管理課長及びH T T R 技術課長は、第15条の定期事業者検査を終了した場合は、その結果を高温工学試験研究炉部長に報告し、H T T R 計画課長に通知する。H T T R 運転管理課長が放射線管理第2課長より放射線管理施設に係る定期事業者検査の結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>2 放射線管理第2課長は、第15条の定期事業者検査を終了した場合は、放射線管理部長に報告するとともに、その結果をH T T R 運転管理課長に通知する。</p> <p>3 H T T R 運転管理課長及びH T T R 技術課長は、第16条第2項の修理及び改造に基づく作業並びに前条の使用前事業者検査を終了した場合は、その結果を高温工学試験研究炉部長に報告し、H T T R 計画課長に通知する。H T T R 運転管理課長が第2編34条第5項の定めにより放射線管理施設に係る修理及び改造計画に基づく作業並びに第2編34条の2の使用前事業者検査の終了結果の通知を受けた場合も、同様とする。</p> <p>4 H T T R 計画課長は、第1項から前項の通知を受けた場合は、H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第2課長に通知する。ただし、通知を発信した課長への通知は省略できる。</p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>H T T R の政令第41条非該当施設への変更に伴い、H T T R に関する記載を保安規定から削除 (以下同じ)</p>

変更前	変更後	備考
<p>5 高温工学試験研究炉部長は、第1項及び第3項の報告を受けた場合は、核燃料取扱主務者に通知するとともに、所長及び高温ガス炉センター長に報告する。</p> <p><u>第4章 核燃料物質の管理</u> <u>(核燃料物質の使用等の制限)</u></p> <p>第17条 核燃料管理者は、核燃料物質を受け入れる場合は、次の各号に掲げるところにより、法第52条の規定により許可を受けた年間予定使用量を超えないようにして行う。 <u>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。</u> <u>(2) 1年間に受け入れる核燃料物質の量が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。</u></p> <p>2 前項の年間予定使用量は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(未照射核燃料物質の受入検査)</u></p> <p>第18条 核燃料管理者は、未照射核燃料物質を受け入れる場合は、次の各号に掲げる事項について、受入検査を行う。 <u>(1) 核燃料物質の種類及び量</u> <u>(2) 表面汚染の測定</u> <u>(3) 外観及び寸法の検査</u> <u>(4) 核燃料物質の形態の確認</u></p> <p>2 核燃料管理者は、前項の受入検査の結果を核燃料取扱主務者に通知する。</p> <p><u>(核燃料物質の貯蔵)</u></p> <p>第19条 核燃料管理者は、核燃料物質を貯蔵する場合は、臨界に達しないようにするため、別表第2に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し又は同表に掲げる制限量を超過して貯蔵してはならない。 2 核燃料管理者は、核燃料物質を貯蔵した場合は、別表第2に掲げる設備に貯蔵制限量を表示する。</p> <p><u>第5章 異常時の措置</u> <u>第1節 警報装置が作動した場合の措置</u> <u>(警報装置が作動した場合の措置)</u></p> <p>第20条 H T T R 運転管理課長は、本体施設等に係る警報装置が作動した場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずる。</p> <p><u>(負圧の維持に異常を生じた場合の措置)</u></p> <p>第21条 H T T R 運転管理課長は、第7条の負圧を維持できなくなった場合は、その原因及び状況を調査し、通常運転状態への復旧に努める。 2 H T T R 運転管理課長は、前項の状況が復旧しない場合は、高温工学試験研究炉部長及び核燃料取扱主務者に通報する。</p> <p><u>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置</u> <u>(巡視等において異常を認めた場合の措置)</u></p> <p>第22条 H T T R 運転管理課長は、巡視並びに次条の地震又は火災時の点検の結果、異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずる。</p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>H T T R の政令第41条非該当施設への変更に伴い、H T T R に関する記載を保安規定から削除 (以下同じ)</p>

変更前	変更後	備考
<p>2 H T T R 運転管理課長は、第 2 編第 3 5 条の定めにより環境管理線量計測課長及び放射線管理第 2 課長から点検の結果、異常を認めた旨の通報を受けた場合は、ただちにその原因及び状況を確認し、原因の除去及び異常の拡大防止等の措置を講ずる。</p> <p>3 H T T R 運転管理課長は、第 1 項及び前項の調査の結果、その異常が取扱作業に支障を及ぼすおそれがあると認めた場合は、高温工学試験研究炉部長及び核燃料取扱主務者に通報する。</p> <p>4 高温工学試験研究炉部長は、前項の通報を受けた場合は、その状況を確認し、あらたな措置を講ずるよう指示するとともに、所長及び高温ガス炉センター長に通報する。</p>		<p>H T T R の政令第 41 条非該当施設への変更に伴い、H T T R に関する記載を保安規定から削除 (以下同じ)</p>
<p><u>第 3 節 地震又は火災時の措置</u></p>		
<p><u>(地震又は火災時の措置)</u></p>	<p>(削る)</p>	
<p>第 2 2 条の 2 H T T R 運転管理課長、H T T R 技術課長及び放射線管理第 2 課長は、地震又は火災が発生した場合は次の措置を講ずる。</p>		
<p>(1) 震度 4 以上の地震が発生した場合は、施設及び設備を点検し、保安に影響がないことを確認する。</p>		
<p>(2) 火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後に施設及び設備を点検し、保安に影響がないことを確認する。</p>		
<p>2 放射線管理第 2 課長は、前項の確認の結果を H T T R 運転管理課長に通報する。</p>		
<p>3 H T T R 運転管理課長は、第 1 項の確認の結果及び前項の結果を高温工学試験研究炉部長に通報する。</p>		
<p>4 H T T R 技術課長は、第 1 項の確認の結果を高温工学試験研究炉部長及び H T T R 運転管理課長に通報する。</p>		
<p><u>第 6 章 放射線管理</u></p>		
<p><u>(管理区域の区分)</u></p>	<p>(削る)</p>	
<p>第 2 3 条 H T T R に係る管理区域の区分は、別図第 1 に示すとおりとする。</p>		
<p><u>(放射線測定機器)</u></p>	<p>(削る)</p>	
<p>第 2 4 条 第 2 編第 3 2 条第 1 項に規定する H T T R に係る放射線測定機器は、別表第 8 及び別表第 9 に掲げるとおりとする。</p>		
<p><u>(放射線測定機器の警報装置の作動条件)</u></p>	<p>(削る)</p>	
<p>第 2 5 条 放射線管理第 2 課長は、別表第 1 0 に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定する。</p>		
<p>別表第 1 ～別表第 1 0 (省略)</p>	<p>(削る)</p>	
<p>別図第 1 (その 1) ～別図第 1 (その 7) (省略)</p>	<p>(削る)</p>	
	<p>附 則</p>	<p>附則の追加</p>
	<p><u>この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</u></p>	